

飼養衛生管理基準遵守指導の手引き

(牛、水牛、鹿、めん羊及び山羊の場合)

令和 2 年 10 月 1 日

(一部変更：令和 3 年 10 月 5 日)

(一部変更：令和 4 年 10 月 3 日)

(一部変更：令和 7 年 5 月 23 日)

(一部変更：令和 7 年 12 月 9 日)

はじめに

家畜伝染病予防法第 12 条の 3 に規定されている飼養衛生管理基準（以下「基準」という。）は、家畜の飼養に係る衛生管理の方法として家畜の所有者が守るべき基準です。平成 16 年の制定以降、我が国における高病原性鳥インフルエンザ、口蹄疫、豚熱等の家畜の伝染性疾病の発生を受け、その都度、我が国の家畜防疫をよりの確に実施する観点から改正されてきました。

令和 2 年の基準の改正では、生産者及び関係者から寄せられた基準の各項目の意義が分からないとの声を受け、取組の目的ごとに以下のⅠ～Ⅳに体系化し、それぞれの体系について、防除対象とする感染源の種類（人、物品、野生動物、飼養環境、家畜）ごとに項目を分類し、構成を大きく見直しています。

- Ⅰ 家畜防疫に関する基本的事項
- Ⅱ 衛生管理区域への病原体の侵入防止
- Ⅲ 衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止
- Ⅳ 衛生管理区域外への病原体の拡散防止

Ⅰにおいては、家畜の所有者の責務、飼養衛生管理マニュアルの作成等の当該基準が現場で徹底されるための取組等が規定され、Ⅱ～Ⅳにおいては具体的な防疫措置が規定されています。

今般、家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令（令和 7 年農林水産省令第 44 号）が公布され、令和 6 年シーズンの高病原性鳥インフルエンザの続発事例等を踏まえた侵入防止対策の追加や既存項目の整理を主な内容として基準が改正されたところです。

基準の遵守に当たっては、日頃から家畜伝染病予防法に基づく検査や指導を行っている家畜防疫員が、農場ごとに異なる飼養衛生管理状況を的確に把握した上で、基準の趣旨を踏まえ、当該農場の飼養衛生管理が基準を満たしているかどうかを判断し、仮に、適切に遵守されていない場合には、農場の状況を踏まえた改善策を具体的に示し、指導することが求められます。

本手引きは、基準の項目ごとに、その目的と判断基準を明示し、これを踏まえて家畜防疫員が的確に遵守状況を確認し、改善指導を行うことができるように作成したものです。各都道府県において本手引きの内容が家畜防疫員に周知徹底され、家畜防疫員が的確な遵守状況の確認及び不遵守の場合の指導や助言を行うことにより、発生予防及びまん延防止に万全を期すことを期待します。

令和 7 年 12 月 9 日

【目次】

I 家畜防疫に関する基本的事項 1

〔人に関する事項〕 1

1 家畜の所有者の責務 1

2 家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践 3

3 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底 6

4 記録の作成及び保管 11

5 大規模所有者が講ずる措置 14

6 獣医師等の健康管理指導 18

7 家畜伝染病の発生リスクの高まりに対する準備 19

〔飼養環境に関する事項〕 21

8 衛生管理区域の設定 21

9 分割管理を導入する際の措置 24

10 放牧制限の準備 26

11 埋却等の準備 27

12 愛玩動物の飼育禁止 29

〔家畜に関する事項〕 30

13 密飼いの防止 30

14 飼養する家畜の健康観察 31

II 衛生管理区域への病原体の侵入防止 33

〔人に関する事項〕 33

15 衛生管理区域への必要のない者の立入りの制限 33

16 他の畜産関係施設等に立ち入った者等が衛生管理区域に立ち入る際の措置 40

17 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等 42

18 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用 44

〔物品に関する事項〕 47

19 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等	47
20 他の畜産関係施設等で使用した物品を衛生管理区域に持ち込む際の措置	50
21 安全な資材の利用	52

Ⅲ 衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止53

〔人に関する事項〕	53
22 畜舎に立ち入る者の手指消毒等	53
23 畜舎の入口における靴の交換又は消毒	55
〔物品に関する事項〕	57
24 器具の定期的な清掃又は消毒等	57
〔野生動物に関する事項〕	58
25 野生動物の侵入防止のための死体の適正な保管	58
26 給餌設備、給水設備等への病原体による汚染の防止	59
27 ねずみ及び害虫の駆除	61
〔飼養環境に関する事項〕	62
28 衛生管理区域内の整理整頓、畜舎等施設の清掃及び消毒	62

Ⅳ 衛生管理区域外への病原体の拡散防止 64

〔人に関する事項〕	64
29 衛生管理区域から退出する者の手指消毒等	64
〔物品に関する事項〕	67
30 衛生管理区域から退出する車両の消毒	67
31 衛生管理区域から搬出する物品の消毒等	69
〔家畜に関する事項〕	71
32 特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止	71
33 特定症状以外の異状が確認された場合の出荷及び移動の停止	73

飼養衛生管理基準遵守指導の手引き
(牛、水牛、鹿、めん羊及び山羊の場合)

I 家畜防疫に関する基本的事項

〔人に関する事項〕

1 家畜の所有者の責務

家畜の所有者は、飼養する家畜について、家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に対する責任を有する。関係法令を遵守するとともに、この項及び飼養衛生管理指導等計画の規定を踏まえ、農場の防疫体制を構築し、農場の所在地域で飼養されている家畜の所有者その他の関係者と協力して衛生管理の意識を高め、衛生管理を行うこと。また、家畜の所有者以外に飼養衛生管理者がある場合にあっては、常時連絡が可能である体制を確保し、この項の取組について確実に当該飼養衛生管理者に実施させること。

1. 本項目の目的

家畜の所有者は家畜防疫の最前線を担っており、ひとたび家畜の伝染性疾病が発生すれば経営に影響を受ける当事者であるとともに、周囲へのまん延防止のための第一義的責任を有する者となります。そのため家畜の所有者は、飼養衛生管理基準及び農場が所在する都道府県が策定した飼養衛生管理指導等計画を踏まえた衛生管理を行う責務があります。また、家畜の所有者以外の者が農場の管理を実質的に行っている場合には、家畜の所有者の責任の下で当該飼養衛生管理者に衛生管理の取組を実施させることを明示し、責任の所在を明確化しています。

2. 不遵守の判断基準

衛生管理に対する家畜の所有者の責務を理解しておらず、飼養衛生管理者を選任しない等、防疫体制の構築を図っていない場合、また、家畜の所有者以外を飼養衛生管理者としている場合にあっては、飼養衛生管理者に本基準の規定による防疫体制の構築に努めさせていない場合は、不遵守となります。

3. 参考情報

(1) 畜産の各規制に関わる法律は、「家畜伝染病予防法」(昭和 26 年法律第 166 号。以下「法」という。)のほか、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」(昭和 28 年法律第 35 号)、「水質汚濁防止法」(昭和 45 年法律第 138 号)、「悪臭防止法」(昭和 46 年法律第 91 号)、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」(平成 11 年法律第 112 号)、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和 45 年法律第 137 号)、「化製場等に関する法律」(昭和 23 年法律第 140 号)、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」(昭和 35 年法律第 145 号)、「獣医師法」(昭和 24 年法律第 186 号)、「牛海綿状脳症対策特別措置法」(平成 14 年法律第 70 号)等が挙げられます。

なお、本規定中にある「この項」とは、飼養衛生管理基準のうち牛、水牛、鹿、めん羊及び山羊に係る全体を指しています。また、飼養衛生管理指導等計画は法第 12 条の 3 の 4 第 1 項の規定に基づき都道府県ごとに定められています。

(2) 法第 3 条に規定する「管理者」と、法第 12 条の 3 の 2 に規定する「飼養衛生管理者」は制度上全く別のものであり、「飼養衛生管理者」制度の新設により、「管理者」の解釈や運用が変わるものではありません。したがって、これまで「管理者」に該当する者と整理していた者(例えば、定期報告の報告主体となっていた家畜の所有者以外の者)には、引き続き、法の規定が適用されます。

「管理者」とは、施設の所有者や家畜の飼養者が該当し、罰則の適用もあり得る者であり、例えば、育成牛の預託先農場の所有者等が法第 3 条の管理者と解釈されます。「飼養衛生管理者」とは、家畜の所有者が、家畜を現に飼養する者のうち、衛生管理区域に出入りする者(従事者等)を管理するために選任した者です。

例えば、競走馬のように、①家畜の所有者、②飼養施設(厩舎)の所有者、③家畜の管理者(調教師)が異なるケースでは、施設に関する法の規定(第 8 条の 2)は②の者に、家畜の管理に関する法の規定(第 12 条の 3 の 2 等)は③の者に適用することが適切と考えられます。

なお、実態として、「飼養衛生管理者」として選任された者と「管理者」が同一の者となることもありえます。

2 家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践

飼養する家畜が感染する伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関し、家畜保健衛生所から提供される情報を必ず確認すること。家畜保健衛生所等が開催する家畜衛生に関する講習会への参加、農林水産省のウェブサイトの閲覧等を通じて、家畜防疫に関する情報を積極的に把握すること。これらの情報を踏まえ、自らの農場の防疫体制及び飼養衛生管理状況を定期的に点検し、改善を図ること。家畜保健衛生所が行う検査を受け、指導に従うこと。

1. 本項目の目的

農場の防疫体制の構築や家畜の衛生管理を適切に実施するためには、農林水産省や家畜保健衛生所から提供される家畜の伝染性疾病の発生状況、飼養衛生管理の適切な取組等に関する情報を踏まえ、自己点検により生産者自ら衛生管理の課題を確認し、維持・向上に取り組む必要があります。

また、農場の飼養衛生管理状況は、家畜保健衛生所や担当の獣医師等と共有できるよう見える化を行うとともに、指導を受け、関係者一体となってその維持・向上を図ることが重要です。

2. 不遵守の判断基準

家畜防疫に関する最新情報の把握等がされており、本項目を遵守しているか確認するためには、以下の4点が満たされていることを確認することが必要です。

(1) 家畜保健衛生所から提供される情報を確認すること

特定家畜伝染病防疫指針において、国は、諸外国や WOA（国際獣疫事務局）等の国際機関との相互の情報交換を通じ、常に海外における最新の口蹄疫等の発生状況を把握し、必要に応じて都道府県等に情報提供を行い、都道府県は家畜保健衛生所を通じて、国から提供を受けた発生状況に関する情報について、速やかに、電子メール、ファクシミリ、電話、郵送等により全ての家畜の所有者等（家畜の所有者及び飼養衛生管理者をいう。以下同じ。）に周知することとされています。このように提供された情報について、家畜の所有者等が確認しているか、家畜の所有者等に聞き取りを行うことが必要です。家畜保健衛生所等から提供される情報について、受取

りを拒否したり、確認していなかったりすることが認められる場合には不遵守となります。

（２）家畜防疫に関する情報を積極的に把握すること

上記（１）で家畜保健衛生所から提供される情報を必ず確認していれば、家畜保健衛生所等が開催する家畜衛生に関する講習会への参加、農林水産省のウェブサイトの閲覧を行っていても不遵守とはなりません。一方、家畜保健衛生所が提供する情報には、農林水産省が発信する情報以外にも地域の実情に応じた情報等が含まれるため、（１）で不遵守が認められる場合には、農林水産省のウェブサイトを閲覧していても本項目は不遵守となります。

（３）自らの農場の飼養衛生管理状況を定期的に点検し改善を図ること

上記（１）及び（２）で把握した最新情報を踏まえ、直近の家畜衛生状況に応じた防疫体制となるよう点検及び改善がなされていることが必要です。消毒設備や衛生管理区域の設定等に不備が生じている、疾病の発生状況等の変化に防疫体制が対応できていない等の状況において、それを改善しようとしなければ不遵守となります。

（４）家畜の所有者等は、家畜の伝染性疾病的発生を予防するために家畜保健衛生所が行う指導等に従うこと

飼養衛生管理基準を遵守している家畜の所有者等に対し、飼養衛生管理の高度化のために行う助言に従わないことをもって、不遵守とはなりません、

- ① 家畜保健衛生所による立入りや検査を拒んだ場合（この場合の検査とは、法第5条や法第51条等の規定に基づく家畜保健衛生所の検査を意味しています。）
- ② 飼養衛生管理基準を遵守していない家畜の所有者等に対し、家畜の飼養に係る衛生管理の方法を改善し、飼養衛生管理基準を遵守するよう求める家畜保健衛生所が行う指導に従わない場合
- ③ 他の農場で飼養する家畜への家畜の伝染性疾病的のまん延を防止するため、家畜保健衛生所が行う指導に従わない場合には、不遵守となります。

3. 参考情報

家畜保健衛生所等が開催する家畜衛生に関する講習会への参加、農林水産省のウェブサイトの閲覧は、家畜の伝染性疾病の発生状況や留意点を把握するために有用です。また、「6 獣医師等の健康管理指導」の項で、担当の獣医師又は診療施設を定め、指導を受けることとされており、この指導を積極的に活用することも有用です。

3 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底

次に掲げる事項を規定するマニュアルを作成すること。マニュアルの作成に当たっては、獣医師等の専門家の意見を反映させること。従事者及び外部事業者が当該マニュアルを遵守するよう、当該マニュアルを印字した冊子の配布、看板の設置その他の必要な措置を講ずること。家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関する情報を従事者及び外部事業者に周知徹底すること。

- (1) 従事者が当該農場以外で行う動物の飼養及び狩猟における禁止事項
- (2) 海外渡航時及び帰国後の注意事項
- (3) 海外からの肉製品の持込み（郵便物による持込みを含む。）に関する注意喚起
- (4) 衛生管理区域及びその出入口並びに消毒設備等の衛生対策設備の設置箇所を明示した農場の平面図
- (5) 農場内への不適切な物品の持込みの禁止
- (6) 可能な限り、工具、機材等を農場内へ持ち込まないための取組
- (7) 持ち込む工具、機材、食品等の取扱い
- (8) 野生動物の衛生管理区域内への侵入防止
- (9) 手指、衣服、靴、物品、車両、施設等の洗浄及び消毒並びに防疫のための更衣に関する具体的な方法、消毒薬の種類、作用時間及び乾燥時間等

1. 本項目の目的

農場の防疫や家畜の衛生管理を実効性のあるものとするためには、飼養衛生管理に関する作業の手順を明確にし、家畜の所有者等、従業員、外部事業者等、農場に立ち入る全ての者が適切な手順で作業を行う必要があります。そのため、従業員がおらず家畜の所有者のみで管理している農場においても、本項目を遵守してマニュアルを作成する必要があります。

2. 不遵守の判断基準

本項目を遵守しているか確認するためには、以下の4点が満たされていることを確認することが必要です。

（１）本項目の本文中に掲げる事項を規定するマニュアルを作成すること

マニュアルが規定する内容には、本文中に掲げる９点のうち該当する事項が含まれている必要があります。例えば、農場内へ持ち込むのに不適切な物品（飼養衛生管理基準に基づくもの以外に、当該農場のルールにより持ち込むことを禁止している物品を含む。）を規定していない場合は、不遵守となります。

なお、マニュアルについては、随時参照する観点から、ひとまとめにする必要はありません。ただし、全てのマニュアルの最新版を常に把握し、適切に更新するなど、管理ができていない必要があります。

また、農場の飼養衛生管理の手順を変更する場合は、事前にマニュアルを更新する必要があります。マニュアル作成後に野生動物の生息状況や疾病の発生状況、農場の周辺状況が変化し、マニュアルで規定する内容と実情が異なるようになった場合は、速やかにマニュアルを更新する必要があります。この更新作業が行われていない場合は、不遵守となります。

マニュアルに規定すべき９点の事項は、それぞれ、本基準の他の項目で義務の内容が記載されており、マニュアルには当該義務内容を含める必要があります。例えば、持ち込む工具や機材の取扱いについて、他の施設で使用した工具や機材を衛生管理区域内に持ち込まないこと（ただし、やむを得ず持ち込む工具等（以下「特殊な工具等」という。）は除く。）と定めたマニュアルは、特殊な工具等を持ち込む際に洗浄・消毒等を行う旨を記載していないため不十分です。この場合、特殊な工具等を衛生管理区域に持ち込む際の洗浄、消毒その他の必要な措置についてもマニュアルで記載しておく必要があります。

（２）マニュアル作成に当たっては、獣医師等の専門家の意見を反映させること

農林水産省が作成するマニュアルの記載例等を参考に、各農場の人の出入りや飼養管理方式等の実情に応じて科学的に適切なものとなるよう、作成過程で、獣医師等の専門家（担当の獣医師、家畜防疫員等）の意見を聞き、内容に反映させる必要があります。獣医師等の専門家から指摘があったにもかかわらず、正当な理由なくその内容を反映させていない場合は、不遵守となります。なお、農場HACCPや畜産GAPの手順書を活用し、マニュアルの規定として引用することも可能です。

- (3) 従事者及び外部事業者が当該マニュアルを遵守するよう冊子の配布、看板の設置等の必要な措置を講ずること

マニュアルは、従事者及び外部事業者が随時参照し、常に遵守すべきものです。作成後、事務所の本棚の奥に保管されているだけで、従事者及び外部事業者の目に留まらないような場合、農場の誰もがどこにあるのか答えられない場合、看板の字が消えている場合は、本項目の不遵守となります。なお、冊子の配布は例示として記載しています。従事者及び外部事業者が当該マニュアルを遵守できるよう、実効性のある対応が確認できれば問題ありません。

- (4) 家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関する情報を従事者及び外部事業者に周知徹底すること

「2 家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践」の項に規定している、家畜の所有者等が把握すべき情報について、情報を把握した後、貼り紙その他の手法により、従事者や外部事業者に周知する必要があります。関連情報について従業員等が認識できていない場合には、不遵守となります。貼り紙等の周知が見られない場合、関連情報等について認識しているかどうかを従業員等に聞き取りを行うことも有効です。

3. 参考情報

- (1) マニュアルの内容については、上記9点のうち該当する事項は最低限として、そのほか農場の実情に応じて必要となる防疫作業に関する手順を記載するよう指導してください。特に緊急性が高い、特定症状を発見した場合の通報ルール、連絡先、特定症状の発見を受けて取るべき具体的な防疫作業の手順等については大規模所有者の場合は記載を徹底し、大規模所有者以外は記載することが推奨されます。

従事者や外部事業者にマニュアルの規定を遵守させるためには、可能な限り図や写真を使って見える化を行うことが有効です。例えば、更衣室における手指の洗浄及び消毒や着替えの手順について、写真や図を使って示すことにより、誰でも適切な手順で実施できるようになり、人為的なミスによる病原体の侵入の防止につながります。

なお、マニュアルの実効性を確保するために、農場や従業員等の状況の変化を踏まえて更新し続けることが重要です。更新する際も、初版の作成時と同様、獣医師

等の専門家の意見を聞く必要があります。家畜保健衛生所からの指導があった場合は直ちにマニュアルへ反映し、従事者や外部事業者へ周知する必要があります。

(2) 従事者が当該農場以外で行う動物の飼養及び狩猟に関する禁止事項とは、当該農場の従事者が別の農場（衛生管理区域を別にしている農場）で作業した場合、その際に使用した衣服や靴の交換、車両の交換又は消毒をせずに当該農場での飼養管理を行うことを禁止するといった対応を想定しています。また狩猟を行った場合も同様に狩猟に使用した衣服や靴の交換、車両の交換又は消毒をせずに当該農場での飼養管理を行うことを禁止するといった対応を想定しています。

(3) 海外からの肉製品の持込みは、我が国に越境性の伝染性疾病を侵入させる主要な要因となります。海外からの肉製品の持込み（郵便物による持込みを含む。）に係る規則の遵守が徹底されるよう、家畜の所有者等からの外国人労働者等に対する注意喚起を促す意図で規定しています。

(4) 事項（6）、（7）に記載している「工具」とは、外部事業者等が他農場等で使用したものを想定しています。また事項（7）に記載している「食品」とは、衛生管理区域内に持ち込んだ食品（特に肉製品）が誤って、家畜の口に入ることを防止するために記載しています。

(5) 野生動物の衛生管理区域への侵入防止の事項の記載については、飼養衛生管理基準の規定によるもののほか、都道府県や地域、農場独自の取組を具体的な手順まで落とし込むものとしてください。

(6) 手指、衣服、靴、物品、車両、施設等の洗浄及び消毒並びに防疫のための更衣に関する具体的な方法、消毒薬の種類、作用時間及び乾燥時間とは、対象物品の分類ごとに、当該農場の作業体系で想定される有機物の付着量、温度条件、使用する消毒薬の用法・用量等を勘案し、病原体の低減効果が十分に得られる内容とします。例えば、長靴の交換時の消毒方法として、使用した長靴は、汚れを水洗いしながらブラシで落とした後に、内側も含めて全面を消毒薬に浸し、その後乾燥させるといった工程やそれぞれの工程の作用時間まで明記することを意図しています。マニュアルの作成指導に当たっては、各位の獣医学的知見のほか、必要に応じて「畜産分

野の消毒ハンドブック（平成 31 年 2 月）（公益社団法人中央畜産会）」も参考と
してください。

（7）農場での円滑なマニュアルの作成に当たっては、適宜、国作成のマニュアル例を
ひな形として活用しながら、農場ごとの取組を加筆し、作成後も随時改訂を続けてい
く対応をお願いします。

4 記録の作成及び保管

次に掲げる事項に関する記録を作成し、少なくとも一年間保存すること。

- (1) 衛生管理区域（８に規定する衛生管理区域をいう。以下この項において同じ。）に立ち入った者（当該農場の従事者を除く。）の氏名及び住所又は所属、当該衛生管理区域への立入りの年月日、その目的（所属等から明らかな場合を除く。）並びに消毒の実施の有無（衛生管理区域に車両を入れる者にあつては、当該車両の消毒の有無を含む。消毒の実施の記録については、衛生管理区域の出入口等に台帳を設置し、これに記入すること。）並びに当該立ち入った者が過去一週間以内に海外から入国し、又は帰国した場合にあつては、過去一週間以内に滞在した全ての国又は地域の名称及び当該国又は地域における畜産関係施設等への立入りの有無。ただし、観光牧場その他の不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設において、衛生管理区域の出入口における手指及び靴の消毒など、不特定かつ多数の者が衛生管理区域に出入りする際の病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合は、この限りでない。
- (2) 従事者が海外に渡航した場合には、その滞在期間及び国又は地域の名称
- (3) 導入、出荷又は移動を行った家畜の種類、頭数及び健康状態、導入元又は出荷若しくは移動先の農場等の名称並びに導入、出荷又は移動の年月日
- (4) 飼養する家畜の頭数、月齢及び異状の有無並びに異状がある場合にあつてはその症状並びに獣医師による診療結果及び投薬その他の処置の状況
- (5) 家畜保健衛生所、担当獣医師等からの当該農場への指導の内容

1. 本項目の目的

疾病発生時に早期に感染ルートを特定することを目的としています。また、記録及び保管させることにより衛生管理の意識を高めるとともに、消毒等の実効性を担保することも目的としています。

2. 不遵守の判断基準

記録を作成していない場合、１年間保存していない場合及び本項目に掲げられている情報が記録されていない場合には、不遵守となります。

このため、記録の保存状況を確認するとともに、家畜の所有者等に対し、必要な情報を必ず記録していることを確認することが必要です。個別の記録ごとの留意事項は以下のとおりです。

(1) 衛生管理区域に立ち入った者に関する記録

記録の内容は、立入日、立ち入った者を特定するために必要な情報、立入りの目的、消毒の実施の有無、過去1週間以内に海外から入国又は帰国した場合の滞在先の情報です。

これらを自ら記録させることにより、消毒等の実効性を担保し、また他の畜産関係施設等に立ち入った者や過去1週間以内に海外から入国又は帰国した者に立入制限の必要性をしっかりと確認させることとなります。

ただし、観光牧場その他の不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設において、衛生管理区域の出入口における手指及び靴の消毒等、不特定かつ多数の者が衛生管理区域に出入りする際の病原体の持込み及び持出しを防止するための規則（マニュアル）が策定されており、家畜防疫員が適切であると判断した場合は、当該記録は不要となります。

また、1日に複数回立ち入る場合はその都度記録する必要はありませんが、消毒については原則として出入りの都度実施した上で実施回数等を記録する必要があります。なお、契約書等により別途、実際に立ち入った者や日時が確認及び保管できる場合は、当該契約書等を以て記録とすることが可能です。

(2) 従事者の海外への渡航に関する記録

記録の内容は、氏名その他の渡航者を特定するために必要な情報、渡航国又は地域名、滞在期間に加え、渡航中の畜産関係施設等への立入りの有無が必要です。

(3) 家畜の導入、出荷又は移動に関する記録

記録すべき頭数には、導入時に妊娠していた個体が導入後に分娩して増えた頭数も含まれます。なお、これらの記録については、個体識別番号を記録することで対応することも可能です。

（４）家畜の頭数、月齢、異状、治療、投薬に関する記録

頭数、月齢、出生数については、少なくとも月に１度程度の適切な頻度で記録をします。記録を確認した際に、その時点で飼養している全ての家畜について頭数と月齢が把握できるような記録の方法である必要があります。

異状のある場合には、症状（年月日、頭数（死亡頭数を含む）、月齢を含む）、獣医師による診療結果、処置の状況の記録が必要です。

（５）農場指導の内容

家畜保健衛生所や担当の獣医師から農場指導があった場合は、随時記録する必要があります。指導内容について、文書によるものは保存、口頭によるものは書き留めをそれぞれ行った上で、飼養衛生管理マニュアルへ反映すべき内容は反映させ実効的なものとしてください。

5 大規模所有者が講ずる措置

大規模所有者は、以下の措置を講ずること。

- (1) 飼養する家畜が特定症状を呈していることを従業員が発見したときにおいて、当該大規模所有者及び当該大規模所有者以外に飼養衛生管理者がある場合にあっては当該飼養衛生管理者の許可を得ず、直ちに家畜保健衛生所に通報することを規定したものを作成し、これを全従業員に周知徹底すること。
- (2) 畜舎ごとに担当の飼養衛生管理者を配置すること（同一の者が複数の畜舎を担当する場合には、衛生管理を行う家畜（牛にあっては月齢が満四月以上のものに限る。）の頭数の合計が二百頭（第二十一条の五第八号イ(1)又は(2)に掲げる牛、鹿、めん羊及び山羊にあっては、三千頭）を超えないこと。）。

1. 本項目の目的

大規模所有者が所有する農場（以下「大規模農場」という。）については、その家畜の管理に多数の従事者が関わる中、必要な衛生水準を確保するために追加的な取組が必要であることから、上乘せで基準を定めています。

- (1) 過去の事例において、発生が疑われる症状が確認されたにもかかわらず、社内での連絡を優先し、家畜保健衛生所への通報が遅れた事例があったことから、大規模所有者は、従業員が特定症状を発見した場合であっても、法第 13 条の2の規定に基づく特定症状発見時の獣医師又は家畜の所有者の届出義務と同様、当該従業員が家畜の所有者の許可や獣医師の確認を待つことなく、迅速に家畜保健衛生所に通報することをルール化するように規定されたものです。なお、大規模農場以外でも、特定症状を発見した場合の通報ルール、連絡先、取るべき具体的な防疫作業の手順等を定めることが推奨されます。
- (2) 大規模農場において飼養衛生管理者による管理が行き届いていない事例がみられたことから、飼養頭数の多い畜舎が複数存在する大規模農場については、畜舎ごとに飼養衛生管理者を配置することで、適正な衛生管理や個体監視の実施を図り飼養衛生管理の水準を確保することを目的としています。

全ての飼養衛生管理者が法第 12 条の3の2第1号から第3号までに掲げる業務を行うことができるよう、従事者等の管理、教育等を行う知識・技能を習得することが求められます。

飼養衛生管理者は担当する家畜について、自らの作業のほか、他の従事者等の管理、教育等を通じて適正な衛生管理や個体監視を図ります。

2. 不遵守の判断基準

(1) 次の①及び②について実施していなければ、不遵守となります。

- ① 従業員が、飼養する家畜が特定症状を呈していることを発見した場合、家畜の所有者の許可を待たずに直ちに家畜保健衛生所に通報することを内容とするルールが作成されていること
- ② 通報ルールが全従業員に周知徹底されていること

(2) 次の①及び②について実施していなければ、不遵守となります。

- ① 畜舎ごとに飼養衛生管理者を配置していること。なお、屋根が連続しているなど、建物としての連続性が認められる場合には同一の畜舎と考えます。ただし、渡り廊下で繋がっており、建物としての連続性があると認められる場合であっても、渡り廊下を渡る際に長靴の交換が必要になる場合などには、別の畜舎として考える必要があります。
- ② 同一の者が複数の畜舎を担当する場合、当該畜舎で飼養する家畜（牛にあっては月齢が満4月以上のものに限る。）の頭数の合計が200頭（家畜伝染病予防法施行規則(昭和26年農林省令第35号)第21条の5第8号イ(1)又は(2)の牛、鹿、めん羊及び山羊にあっては3,000頭）を超えないこと。（表参照）

表) 同一の者が複数の畜舎を担当する場合の管理飼養頭数上限

家畜種	対象月齢	飼養頭数上限
牛※	満24月齢～	200頭
	満4月齢～満24月齢未満	3,000頭
乳用種の雄牛 ・交雑種の牛	満17月齢～	200頭
	満4月齢～満17月齢未満	3,000頭
水牛	—	200頭

鹿	—	3,000 頭
めん羊	—	3,000 頭
山羊	—	3,000 頭

※「牛」とは、「乳用種の雄牛・交雑種の牛」以外の牛を示す

一定数の家畜を複数の畜舎で飼養する場合は、単一の畜舎で飼養する場合に比べて病原体の侵入リスクや個体監視にかかる時間が増加することから、一人の飼養衛生管理者が複数の畜舎を担当する場合には頭数の上限を設けています。

なお、例えば繁殖和牛と交雑種をともに担当する場合はそれぞれの充足率（例えば満 24 月齢以上の和牛 100 頭を担当する場合は最大 200 頭に対して 100 頭の飼養であるため 50%とする）の合計が 100%を超えないようにしてください。なお、一つの畜舎を複数の飼養衛生管理者が担当することも可能です。（表参照）

表）飼養衛生管理者の配置例（可とする例）

担当者	担当畜舎
飼養衛生管理者 A	畜舎①（繁殖和牛[25 月齢] 300 頭）
飼養衛生管理者 B	畜舎②（繁殖和牛[25 月齢] 180 頭） →充足率 90% 畜舎③（繁殖和牛[25 月齢] 100 頭）※このうち 20 頭を担当 →充足率 10%
飼養衛生管理者 C	畜舎③（繁殖和牛[25 月齢] 100 頭）※このうち 80 頭を担当 →充足率 40% 畜舎④（交雑種[20 月齢] 120 頭） →充足率 60%

3. 参考情報

- （1）家畜の所有者等に対し、通報を定めていることを聞き取り等により確認し、その内容が家畜の所有者の許可を待たずに直ちに通報する旨の記載があることを確認します。家畜の所有者等に対し、飼養衛生管理マニュアル、貼り紙等その周知の具体的手法を聞き取り、現物を確認します。また、従業員に対し、通報ルール等を認識しているか聞き取りを行うことも有効です。

(2) 飼養衛生管理者は、法 12 条の 3 の 2 の規定に基づき従事者等の管理、従事者等に対する当該家畜の飼養衛生管理を適正に行うために必要となる教育・訓練等を行う者です。

6 獣医師等の健康管理指導

農場ごとに、担当の獣医師又は診療施設（家畜保健衛生所と緊密に連絡を行っている者又は施設に限る。）を定め、定期的に当該獣医師又は診療施設から当該農場において飼養する家畜の健康管理について指導を受けること。

1. 本項目の目的

適切な防疫体制の維持及び家畜伝染病の早期発見・通報の観点から、家畜保健衛生所と緊密に連絡を取っている担当の獣医師又は診療施設を定めておく必要があります。

2. 不遵守の判断基準

担当の獣医師又は診療施設が定められていなければ不遵守となります。農業共済組合及びその指定又は委嘱の獣医師も指導可能です。さらに、民間獣医師の確保が困難な地域では、担当の獣医師を家畜保健衛生所の獣医師とすることも可能です。

また、当該獣医師又は診療施設から定期的に指導を受けていなければ不遵守となります。飼養衛生管理基準の遵守が不十分にもかかわらず、指導頻度が年1回未満である等、その頻度が著しく低く、定期的な指導を受けているとは客観的に認められない場合にも不遵守となります。

3. 参考情報

- （1）獣医師及び診療施設に対しては、家畜の所有者等への指導内容の告知を可能な限り文書で行うよう助言してください。
- （2）家畜の所有者等に対しては、指導内容を可能な限り飼養衛生管理マニュアルや施設・設備の整備計画へ反映し、着実に実践することを助言してください。

7 家畜伝染病の発生リスクの高まりに対する準備

家畜の所有者は、野生動物が口蹄疫等の家畜伝染病の病原体に感染したことが確認されているなど家畜伝染病の発生リスクが高まっているものとして農林水産大臣が指定する地域（以下この項において「大臣指定地域」という。）において追加措置を講ずることとなる 16 及び 21 について、平時からその取組内容を習熟しておくこと。

1. 本項目の目的

家畜伝染病（法第2条に定める28疾病）の病原体が野生動物に感染し、家畜での発生リスクが高まっている場合には、そのリスクの高まりに応じて追加的な防疫措置を講ずる必要があります。追加措置が必要となった際に迅速に対応できるよう、平時からその取組内容について理解しておくとともに、農場でどのように対応するか想定しておく必要があります。

2. 不遵守の判断基準

項目 16 及び 21 に対する家畜の所有者等の理解が不十分であり、当該農場の所在地が大臣指定地域に指定されたときに即座に対応できない状況にもかかわらず、今後の具体的な対応方針を持っていない場合は、不遵守となります。

3. 参考情報

大臣指定地域は、野生動物での感染が確認された場合に、確認されている家畜伝染病の性質及び同病に感染する動物の分布状況を総合的に判断した上で、農林水産省告示で示します。

対象地域の考え方は、①野生動物における対象疾病の感染状況、②農場周辺の環境要因（野生動物の生息状況、周辺農場数、家畜の飼養密度、山、河川の有無等の地理的状況）、③農場の環境要因（感染区域との地域的つながり、農場の密度等）及び④発生農場の検査結果等を考慮し、病原体に感染した野生動物から家畜への感染のリスクが高い地域を、対象地域として決定します。（このため、野生動物の生息状況及び島しょ、都市部等の地理的要件を踏まえ、指定する必要がないと判断する市町村を除くことができます。）

なお、飼養衛生管理基準は家畜の種類により5つに分類されており、それぞれが独立したものとなるため、大臣指定地域は家畜の種類ごとに示すこととなります。このた

め、牛等について大臣指定地域が示された場合であっても、その他の家畜に義務は生じません。

項目 16 及び 21 の該当部分は、大臣指定地域に指定された時点で遵守義務が生じますが、本項目は平時からの義務事項です。追加措置について、各農場でどのような対応を行うかを平時から想定し、準備しておくよう助言してください。

さらに、大臣指定地域が指定された際にはその旨を速やかに対象となった家畜の所有者等に伝達することが必要です。

〔飼養環境に関する事項〕

8 衛生管理区域の設定

農場に、病原体の侵入及びまん延の防止を重点的に行う区域として衛生管理区域を設定し、衛生管理区域とそれ以外の区域とに分け、両区域の場所が明確に分かるようにすること。衛生管理区域は、畜舎、家畜に直接接触する物品の保管場所並びに家畜に直接接触した者が消毒並びに衣服及び靴の交換（畜舎ごとに行う消毒並びに衣服及び靴の交換を除く。）を行わずに行動する範囲の全てを網羅すること。また、衛生管理区域の設定に当たっては、出入口の数が必要最小限となり、家畜、資材、死体等の持込み又は持出し場所が可能な限り境界に位置するように設定すること。

1. 本項目の目的

衛生管理区域は、部外者の立入制限、出入口での消毒、衣服や靴の交換等の衛生管理を重点的に実施することにより、病原体に汚染される可能性が少ない清浄区域とし、家畜への病原体の侵入リスクを低減するために設定するものです。

2. 不遵守の判断基準

衛生管理区域が正しく設定されており、本項目が不遵守でないか確認するためには、以下の3点が満たされており、これらが平面図に明示されていることが必要です。

（1）衛生管理区域の範囲が正しく設定されていること

衛生管理区域は、以下の①～③の全てが網羅されていることが必要です。

- ① 家畜を飼養する畜舎、パドック、放牧場等
- ② 家畜に直接接触する物品の保管場所（飼料タンク、飼料倉庫、堆肥舎並びに清掃、家畜の出荷及び死亡家畜の管理等の一連の作業に関連する農場内の全ての施設等）

ただし、飼料タンクから畜舎内までパイプラインを介して直接搬送させる場合は、当該飼料タンクを衛生管理区域外とすることが可能です。

- ③ 家畜に直接接触した者が消毒や衣服及び靴の交換を行わずに行動する範囲

確認に当たっては、従事者等の作業動線を聞き取り、設定されている衛生管理区域が網羅されていることを確認することが必要です。

他方、不特定多数の者が出入りのたびに消毒や衣服・靴の交換ができない場所（公道、生活居住区等）は、衛生管理区域の範囲に含めることはできません。

このため、農場と同じ敷地内にある住宅等の施設への行き来に際しては、原則、敷地内に衛生管理区域外としての専用の通路を設定すること等により、衛生管理区域を通過しないで済むようにする必要があります。なお、農場及び住宅等の出入口が1箇所しか設けられず、かつ、道が狭小である等、衛生管理区域外である住宅等の施設に行き来するために衛生管理区域を通過せざるを得ない場合は、項目17、18、19、29及び30に応じた対応をすることが必要です。

なお、採草地を衛生管理区域に設定する必要はありません。採草地を一定期間に限って放牧場として利用する場合は、期間を限定して衛生管理区域として設定することが可能です。この場合、平面図にもその旨を記載するか、又は随時更新する必要があります。

（2）衛生管理区域とそれ以外の区域の境界が明確に分かるように区分されていること

柵、塀等の物理的な障壁、崖等の自然の障壁のほか、ロープ、プランター、三角コーン又は消石灰帯等により、従事者等が明確に認識できるように区分されていることが必要です。

（3）出入口の数が必要最小限となり、家畜、資材、死体等の入出場の場所が可能な限り境界に位置するよう設定すること

各出入口の必要性や、家畜、資材、死体等の入出場の場所を境界に設定できないかどうかについて確認し、不要な出入口があった場合は不遵守となります。

3. 参考情報

（1）従事者及び外部事業者の出入口の数や出入りの頻度が多ければ、その分、管理が困難になり、衛生管理区域への病原体の侵入リスクが高まると考えられます。例えば、家畜の搬入・搬出場所や堆肥、資材、死体等の保管場所が衛生管理区域の奥にある場合は、それらの場所へ移動する者が衛生管理区域内を頻繁に行き来することにつながります。このため、衛生管理区域内に従事者、外部事業者等の車両を入れないための施設の配置が望ましいものとなります。

(2) 本項目に記載している「畜舎ごとに行う消毒並びに衣服及び靴の交換を除く。」
については、同一の衛生管理区域内においても農場によっては、畜舎ごとの衣服の交換を行う場合も想定されるため、記載しています。

9 分割管理を導入する際の措置

口蹄疫等の発生時の影響の緩和を図るため、衛生管理区域及び人、車両、物等の動線の見直しにより、農場を分割して管理（以下この項において「分割管理」という。）することに取り組む場合は、家畜保健衛生所の確認を受け、指導に従うこと。

1. 本項目の目的

口蹄疫等の牛等に係る特定家畜伝染病（牛海綿状脳症を除く。）が発生した際には、発生農場で飼養されている家畜は感染のおそれがあるため、農場単位ですべて殺処分の対象となります。

農場の分割管理とは、あらかじめ農場の衛生管理区域をそれぞれの区域に畜舎等の飼養管理に必要な施設が含まれるよう複数に分割し、さらにそれぞれの区域間での交差汚染のおそれを取り除くため、人・車両・物等の動線を分離しておくことで、発生農場となる範囲を限定する取り組みです。

家畜の所有者が独自に分割管理に取り組んでいた場合、内容に不備があると発生時の確認で適切な分割管理が行われていると判断できず、結果として分割前の農場の範囲ですべての飼養家畜が殺処分対象となってしまうおそれがあります。こうした事態を避けるため、家畜保健衛生所の確認を受けることとしています。

2. 不遵守の判断基準

事前に家畜保健衛生所の確認を受けずに、分割管理を開始した場合は不遵守となります。また、家畜保健衛生所による確認の際に、改善すべき点について指導されたにもかかわらず、従わなかった場合は不遵守となります。

3. 参考情報

農場分割の基本的な考え方や取り組む際のポイントについては、「農場分割に当たっての対応マニュアル」が参考となりますが、分割管理の導入を検討する時点で家畜保健衛生所に相談し、必要な指導を受けることが望ましいです。

分割管理を実際に導入するかは、必要なコストや生産サイクルの変更などの影響と、発生時の影響の緩和の効果을勘案した経営上の判断となります。また、隣接する場合は野生動物の状況などは同じため分割後のそれぞれの農場で発生する可能性もあることや、分割管理を開始した後も発生時に農場間の人・物等の交差が確認され、非発生農場

側に汚染のおそれがある場合には殺処分対象となる可能性もあることから、それぞれが独立した農場として厳格な飼養衛生管理を実施する必要があります。

10 放牧制限の準備

法第三十四条の規定に基づく放牧の停止又は制限があった場合に備え、家畜を収容できる避難用の設備の確保又は出荷若しくは移動のための準備措置を講ずること。

1. 本項目の目的

法第 34 条において、家畜伝染病のまん延防止のために都道府県知事が放牧を制限することができる旨が規定されています。

依然としてアジアでは口蹄疫の発生が継続している中で、野生動物対策をはじめとする飼養衛生管理が徹底できない場合、野生動物との接触の機会が増加し、家畜伝染病の発生リスクが高まることから、法第 34 条の放牧制限の発動に備え、家畜保健衛生所と協議の上、放牧していた家畜を収容できる避難用の設備の確保の準備や出荷又は移動の算段を事前につけておく必要があります。

「家畜を収容できる避難用の設備の確保」については、家畜の臨床観察や、頭数の確認（死亡家畜の確認）をしやすくするため、放牧場の一部に柵等による囲い（必ずしも天井面及び側面を覆う必要はありません。）を確保し、一定の区画に収容できるようにする必要があります。設備例として、柵による囲い込み設備やビニールハウス等が挙げられます。

2. 不遵守の判断基準

放牧を行っている農場が、避難用の設備の確保の準備（大臣指定地域以外に所在する農場においては、現物を保有していなくても、速やかに入手できるようにしておくことで可）をしていない場合又は、と畜場や移動先との調整等の取るべき対応の準備を進めていない場合には、不遵守となります。また、放牧の停止又は制限の命令があった際に、迅速に対応できなかった場合には本項目の不遵守となります。なお、収容できる避難用の設備が小さい場合にあっては、入りきらない家畜を全て出荷又は移動することにより対応することで問題ありません。

11 埋却等の準備

法第二十一条の規定に基づく家畜の死体の埋却の用に供する土地（家畜（月齢が満二十四月以上のものに限る。）一頭当たり五平方メートルを標準とする。）の確保又は焼却若しくは化製のための準備措置を講ずること。

1. 本項目の目的

家畜の伝染性疾患の病原体に濃厚に汚染されている患畜及び疑似患畜の死体は、一般的に薬剤による消毒を行うことでは病原体の散逸を防止することが困難であるため、法第 21 条の規定に基づき、原則として焼却又は埋却することが求められており、埋却地の確保は、一義的に家畜の所有者が行うべきものとされています。

2. 不遵守の判断基準

埋却地の確保については、家畜の所有者が確保していない場合でも、都道府県、市町村等の公有地や焼却施設等を活用する調整が行われていれば、直ちに不遵守とはなりません。家畜の伝染性疾患の発生状況によっては利用可能な公有地が不足する又は焼却施設等が使用できなくなることにより防疫措置に支障が生じる可能性があることや、公平性の観点から、家畜の所有者自身が、速やかな埋却地の確保に努める必要があります。都道府県は、埋却地並びに焼却又は化製を行う事業者や場所の事前確保が十分ではない場合、「口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針（令和 2 年 7 月 1 日農林水産大臣公表）」第 2 章の第 3 の 2 の（3）③及び④の規定に基づき、家畜の所有者に対し、利用可能な土地に関する情報等の提供、市町村、関係機関及び関係団体と連携した利用可能な公有地の決定、焼却施設又は化製処理施設のリストアップ及び発生時の利用の調整等を行うとともに、移動方法及び移動ルート決定並びに必要なに応じて地域住民への説明等を行う必要があります。

このような措置を実施しても、家畜の所有者が協力しない等、家畜の所有者の責に帰すべき理由により、翌年の立入調査の際においても埋却地を確保しておらず、かつ、焼却又は化製のための準備措置が講じられていない場合は不遵守となります。

3. 参考情報

（1）都道府県、市町村、関係機関及び関係団体と連携しても埋却可能な土地がない場合は、焼却施設又は化製処理施設が利用可能か検討することになります。焼却や化

製処理を行うに際しての、事業者や関係自治体との打合せや、周辺住民の承諾の取付けに向けた事前の話し合いが必要です。

(2) 盛土方式を用いる場合の埋却槽の作成方法については、「「家畜伝染病予防法に基づく焼却、埋却及び消毒の方法に関する留意事項」の一部改正について（令和7年3月7日付け6消安第7085号農林水産省消費・安全局長通知）」等を参考にしてください。

(3) 農地を埋却予定地として取得する場合は、「家畜の死体の埋却に供する土地に係る農地転用許可制度の運用について（令和4年6月28日付け4消安第1698号4農振第950号農林水産省消費・安全局動物衛生課長・農村振興局農村政策部農村計画課長通知）」を参考にしてください。

12 愛玩動物の飼育禁止

猫等の愛玩動物について、衛生管理区域内への持込み及び衛生管理区域内での飼育をしないこと（愛玩動物の飼養を業務とする観光牧場等において、飼育場所を限定する場合を除く。）。

1. 本項目の目的

猫等の愛玩動物が飼養家畜との共通の感染症に感染し、接触伝播、小動物を介した機械的伝播等により、その病原体が広がる場合や、愛玩動物にとって非感受性である家畜の伝染性疾患の病原体が愛玩動物の体表や口腔内への付着、排せつ物への混入等を経て機械的に伝播する場合があるため、愛玩動物の衛生管理区域への持込みや衛生管理区域内での飼育はできません。

2. 不遵守の判断基準

衛生管理区域内へ家畜以外の飼育動物（番犬や飼い猫を含む。）を侵入させている場合及び衛生管理区域内で当該動物を飼育している場合は不遵守となります。

また、使役犬（牧羊犬等）については、飼育場所を限定する等、機械的な伝播を防止する対策を講じた上で衛生管理区域内で飼育する場合は不遵守になりません。

なお、やむを得ず、農場と同じ敷地内にて衛生管理区域に入らないようリードにつなぎ飼育等する場合にあって、衛生管理区域外である飼育場所に行き来するために衛生管理区域を通過せざるを得ない場合は、必要に応じて、項目 20 と 31 に基づき肢の洗浄・消毒やケージに入れて通過させる等の衛生管理措置を講ずることが必要です。

3. 参考情報

野生動物の侵入防止については、犬等の飼育ではなく、防護柵の設置等の方法により対策してください。

また、飼育場所が現に衛生管理区域内にある場合、自宅や他の場所に飼育場所を変更するか、衛生管理区域の設定を工夫して飼育場所を衛生管理区域外とする必要があります。

なお、本規定は現在飼育している愛玩動物の飼育自体を否定するものではありません。指導に当たっては、愛玩動物の遺棄や飼育放棄、保健所への引取り依頼等がなされないよう、対応してください。

〔家畜に関する事項〕

13 密飼いの防止

家畜の健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で家畜を飼養しないこと。

1. 本項目の目的

家畜を飼養する際、健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で家畜を飼養してはいけません。家畜にストレスを感じさせるほどの過密な状態で飼養することは、家畜の免疫力の低下を招きます。この結果、個体レベルでの感染防御レベルを低下させてしまい、家畜の伝染性疾患の感染リスクを上昇させることへと繋がってしまいます。

このため、家畜の健康に悪影響を及ぼさない密度にて飼養管理をする必要があります。

2. 不遵守の判断基準

飼養される品種等によっても変動しますが、家畜が横になったり、立ち上がったたりする場合には、前肢（膝）に体重がかかり、前後に動かす行為が行われるため、十分なスペースを確保することが必要であり、家畜の健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で飼養する場合、不遵守となります。

飼養される家畜の品種（系統）や体重、畜舎の構造、換気の状態、飼養方式や家畜をよく観察し、飼養スペースが適当であるか、飼養頭数及び畜舎の面積により判断することが必要です。

3. 参考情報

アニマルウェルフェアに対する考え方については、「国際獣疫事務局の陸生動物衛生規約におけるアニマルウェルフェアの国際基準を踏まえた家畜の飼養管理の推進について（令和５年７月２６日付け５畜産第１０６２号）」、「乳用牛の飼養管理に関する技術的な指針（令和５年７月２６日付け５畜産第１０６３号）」、「肉用牛の飼養管理に関する技術的な指針（令和５年７月２６日付け５畜産第１０６４号）」等を参考にしてください。また、農林水産省のホームページには、上記指針の参考資料として「家畜の飼養管理等に関する技術的な指針に関するＱ＆Ａ」も掲載しております。

14 飼養する家畜の健康観察

他の農場等から家畜を導入する場合には、導入元の農場等における家畜の伝染性疾患の発生状況及び導入する家畜の健康状態を確認すること等により健康な家畜を導入すること。導入した家畜に家畜の伝染性疾患にかかっている可能性のある異状がないことを確認するまでの間、他の家畜と直接接触させないようにすること。また、毎日、飼養する家畜の健康観察（家畜の健康状態の確認に加え、出生及び死亡の状況の確認を含む。）を行うこと。家畜を出荷等により農場外へ移動させる場合には、家畜に付着した排せつ物等の汚れを取り除くとともに、移動の直前に当該家畜の健康状態を確認すること。

1. 本項目の目的

家畜を飼養する上で、導入から出荷までの間に必要となる健康観察について規定しています。

まず、導入時において、農場外から家畜の伝染性疾患を持ち込まないためには、健康な家畜を導入することが不可欠であり、そのために導入元農場等における疾患の発生状況や導入する家畜の健康状態を確認するものです。その際、当該農場において飼養されている家畜と接触してしまうと、万が一導入された家畜が伝染性疾患に罹患していた場合、農場内でまん延するおそれがあることから、健康状態を確認するまでの間、飼養されている家畜との接触を避けることも規定しています。

また、家畜の健康状態が普段と違うことに迅速に気付くことは、疾患の早期発見のために非常に重要なことです。このため、毎日実施している飼養管理の中で、家畜の健康状態がいつもと変わらないかどうかを確認するものです。

2. 不遵守の判断基準

（1）家畜導入時の健康観察

導入する家畜が健康であるか、何ら確認を行っていない場合は不遵守となります。家畜の導入記録を確認し、健康確認が行われていることを確認するとともに、家畜の所有者等に対し、健康確認の方法を聞き取ることが必要です。健康確認の方法が不十分な場合には、取るべき健康確認の方法を具体的に助言することが必要です。

また、異状がないことを家畜の所有者等が確認するまでの間、他の家畜と直接接触させた場合は不遵守となります。このため、導入家畜の隔離スペースが確保され

ているか確認することが必要です。また、隔離スペースが確保されていない場合には、どのように他の家畜と接触させないようにしているか聞き取り、不十分な場合には、農場の飼養状況、疾病発生状況等を踏まえ、具体的な改善方法を助言します。なお、異状がないことの確認期間は規定していません。具体的な期間については、当該農場及び導入元の疫学情報、主要な病原体の潜伏期間等を総合的に勘案し、指導してください。

（２）毎日の健康観察

毎日の健康観察を実施しない場合、不遵守となります。家畜の所有者等に対し、毎日の健康観察を実施しているか確認するため、下記の事項について聞き取りを行い、その記録も確認することが必要です。さらに、項目４に規定する記録において、家畜の異状の有無も記入することとされていますので、当該記録を参照することにより、確実に実施されているかを確認することができます。

（毎日の健康観察でチェックする事項）

- ・ 調子が悪い家畜がいる場所や頭数、症状
- ・ 死亡家畜の有無と状況
- ・ 出産記録 等

（３）農場外への移動時の健康観察

移動の直前に当該家畜に付着した排せつ物等の汚れを取り除いていない、及び当該家畜の健康状態を確認していない場合は不遵守となります。このため、出荷等の移動の記録を確認し、健康確認（活力、食欲、排せつの状況や発熱、鼻汁、流涎等の異状の有無の確認であり、その際特定症状を念頭において観察すること。）が行われているかを確認するとともに、家畜の所有者等に対し、健康確認の方法を聞き取ることが必要です。健康確認の方法が不十分の場合には、取るべき健康確認の方法を具体的に助言することが望ましいです。

3. 参考情報

項目４に規定する記録において、導入した家畜の健康状態等の有無も記入することとされていますので、当該記録を参照することにより、確実に実施されているかを確認することができます。

Ⅱ 衛生管理区域への病原体の侵入防止

〔人に関する事項〕

15 衛生管理区域への必要のない者の立入りの制限

必要のない者を衛生管理区域に立ち入らせないようにするとともに、衛生管理区域に立ち入った者が飼養する家畜に接触する機会を最小限とするよう、出入口及び飼養管理関連施設付近への看板の設置その他の必要な措置を講ずること。ただし、観光牧場その他の不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設において、当該出入口における手指及び靴の消毒など、不特定かつ多数の者が衛生管理区域に出入りする際の病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合は、この限りでない。

1. 本項目の目的

衛生管理区域を病原体に汚染される可能性が少ない清浄区域とするためには、必要のない者をむやみに立ち入らせないことが必要です。その具体的措置として、必要のない者が家畜の所有者等の許可なく立ち入ることがないように出入口の数を必要最小限とする（項目8において規定）ことに加え、本項目において、家畜の所有者等は必要のない者が立ち入らないようにし、仮に立ち入る場合であっても家畜に接触する機会を最小限とするよう、出入口及び飼養管理関連施設付近への看板の設置等により、そのことを不特定多数の者に知らしめることを規定しています。

ただし、上記を厳格に適用することがそもそも困難な観光牧場その他の不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設については、出入りする際の病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合は、例外としています。

2. 不遵守の判断基準

本項目が不遵守でないか確認するためには、以下の2点が満たされていることが必要です。

（１）出入口で明確な立入制限がされている（出入口の数が必要最小限である）こと

衛生管理区域への家畜の所有者等及び従業員以外の者の立入りが明確に制限されていることを認識できる状態になっていることが必要です。このため、出入り可能

な状態であるにもかかわらず、立入りが制限されていることを認識できないと認められる場合は、不遵守となります。

なお、作業動線上不要な出入口があったり、物理的に衛生管理区域が区分されておらず、出入りが可能なところがあったりするからといって直ちに不遵守になるわけではありませんが、看板の設置等を行わず、立入りが制限されていることが家畜の所有者等以外の者に認識されないような状態になっている場合は不遵守となります。

また、看板の設置等が行われている場合であっても、衛生管理区域への家畜の所有者及び従業員以外の立入りが制限されていること並びに家畜の所有者等の許可を得て立ち入る場合であっても許可なく家畜に接触しないことが明確になっていない場合には、その内容を改善するよう助言してください。

(2) 観光牧場その他の不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設の場合、それらの者が衛生管理区域に出入りする際の病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認しておくこと

当該規則には、①衛生管理区域の設定、②入場者への協力依頼、③入退場車両の消毒、④入退場者の消毒、⑤家畜の健康観察、⑥異状確認時の通報ルールの作成等の内容が含まれていることが必要です。

これら病原体の持込み及び持出しを防止するための規則を作成しない、又は作成していても①～⑥が満たされていない場合は不遵守となります。

3. 参考情報

観光牧場等における病原体の持込み及び持出しを防止するための規則の作成について

(1) 病原体の持込み及び持出しを防止するための規則を作成する必要性

家畜伝染病の発生予防及びまん延防止のためには、衛生管理区域への必要のない者の立入りを制限することが重要です。しかしながら、観光牧場等は、動物の見学、ふれあい体験等を目的としており、立入りを制限することは困難です。

このため、飼養衛生管理基準に定められた、衛生管理区域への不特定かつ多数の者の立入りの制限及び立入者の記録の作成・保管については、その代替措置として、

出入口における手指及び靴の消毒等、病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成することが義務付けられています。

（２）規則の内容

① 衛生管理区域の設定

ア 場内を衛生管理区域^{※１}とそれ以外の区域に分ける。

イ 衛生管理区域の中に、来場者が入場可能な区域（ふれあい広場、見学可能な畜舎等家畜と接触する場所を含むエリア。以下「入場可能区域」という。）がある場合には、関係者以外立入禁止の区域（ふれあいに供しない家畜の飼養エリア。以下「立入禁止区域」という。）と分ける。かつ、入場可能区域で飼養する家畜と立入禁止区域で飼養する家畜は直接触れないよう飼養場所を明確に分ける。

※１ 家畜を飼養する場所、畜舎やその周辺の飼料タンク、飼料倉庫等、病原体の侵入を防止するために衛生的な管理が必要となる区域をいう。

【記載例】

図〇のとおり、衛生管理区域を設定する。また、衛生管理区域を入場可能区域と立入禁止区域に区分する。

② 入場者への協力依頼

ア 口頭、場内放送、パンフレット、ウェブサイト等により、家畜の伝染性疾病の発生予防のための措置を実施している旨を周知する。

イ 原則、入国又は帰国後１週間以内での入場を拒否している旨を周知する。

ウ 入場ゲート付近、入場可能区域では、立て看板等により、靴の消毒及び手指の洗浄・消毒の実施並びに肉製品を含む食品の持込禁止を依頼する旨を周知する。

エ 立入禁止区域では、立て看板等により、部外者の立入を禁止する旨を周知する。

* 場内放送、パンフレット、ウェブサイト、看板等による周知は入場者の国籍を考慮し複数の言語により行うようにしてください。

【記載例】

場内放送、パンフレット、ウェブサイト等により、家畜伝染病の発生予防のための措置を実施している旨を周知する。また、家畜とのふれあい体験時には、実施前

に家畜伝染病の発生予防について十分説明して、消毒への協力を求める。

③ 入場車両の消毒

ア 来場者用の駐車場は、衛生管理区域外に設置する。衛生管理区域外に駐車する車両は、消毒を必要とはしない。

イ 衛生管理区域内に入場する車両については、飼養衛生管理基準及び本手引きに従って消毒を行う。

④ 入場者の消毒

ア 衛生管理区域内の入場可能区域の出入口では、消毒マット等の靴の消毒設備を設置する。

イ 家畜と接触する前後に手指の洗浄・消毒を実施するための、手洗い設備・手指消毒液を設置する。

【記載例】

1 入場ゲートにおける措置

- ・靴の消毒、手指の洗浄・消毒の実施の協力を依頼する旨の立て看板を設置する。
- ・来場者の車は、衛生管理区域外にある来場者用駐車場に駐車し、やむを得ず、衛生管理区域内に入場する車両については、動力噴霧器により消毒を行う。

2 入場可能区域における措置

- ・靴の消毒、家畜の接触前後における手指の洗浄・消毒の実施の協力を依頼する旨の立て看板を設置する。看板の設置場所は図〇のとおり。
- ・出入口に靴底を消毒するための消毒マットや踏込消毒槽等を設置する。
1日〇回消毒液の点検を行い、不備がある場合は補充を行う。
- ・ふれあい広場では、ふれあいをする人が出入りするための扉を設置する。
- ・手洗い場の設置箇所は図〇のとおり。手洗い場には、手指洗浄液及び消毒用アルコールを設置し、毎朝補充する。
- ・週〇回程度、噴霧式消毒器等にて畜舎を消毒する。

3 立入禁止区域における措置

- ・出入口に、訪問者の立入りを制限する旨を周知する立て看板を設置する。

⑤ 家畜の健康観察の実施

ア 定期的に診療、健康管理の指導等を行う担当の獣医師又は診療施設を確保する。

イ 毎日、家畜の健康状態を確認する。具体的には、活力、食欲、排せつの状況や発熱、鼻汁、流涎等の異状の有無の確認であり、その際、口蹄疫の特定症状を念頭において観察する。

ウ ふれあいで使用した家畜をふれあいに供しない群に戻す場合は、家畜の伝染性疾病にかかっている可能性のある異状がないことを確認するまでの間、他の家畜と直接接触させないようにする。

【記載例】

- ・毎日、家畜の健康状態を確認する。
- ・ふれあいで使用した家畜は、1週間以上、他の家畜から隔離して飼養する。その後、異状がないことを確認してから、群に戻す。

⑥ 異状確認時の通報ルールの作成

ア 家畜の異状確認時の通報ルールを作成し、これを全従業員に周知徹底する（周知の方法としては、講習会の開催、ルールの内容をポスターにして掲示すること等）。場内の連絡ルートを明確にしておくとともに、担当の獣医師又は診療所、管轄の家畜保健衛生所の連絡先も把握しておく。

イ 家畜に異状がある場合は、担当の獣医師又は診療施設に連絡する。口蹄疫^{※2}を疑う場合には、直ちに家畜保健衛生所に通報する。

※2 口蹄疫を疑う症状

a 39.0℃以上の発熱及び泡沫性流涎、跛行、起立不能、泌乳量の大幅な低下又は泌乳の停止があり、かつ、その口腔内、口唇、鼻腔内、鼻部、蹄部、乳頭又は乳房（以下「口腔内等」という。）に水疱、びらん、潰瘍又は瘢痕（外傷に起因するものを除く。以下「水疱等」という。）があること（鹿にあっては、39.0℃以上の発熱があり、かつ、その口腔内等に水疱等があること）。

b 同一の畜房内（1つの畜房につき1頭の家畜を飼養している場合にあっては、同一の畜舎内）において、複数の家畜の口腔内等に水疱等があること。

- c 同一の畜房内において、半数以上の哺乳畜（1つの畜房につき1頭の哺乳畜を飼養している場合にあっては、同一の畜舎内において、隣接する複数の畜房内の哺乳畜）が当日及びその前日の2日間において死亡すること。

ただし、家畜の飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等口蹄疫以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りでない。

- ウ 近隣又は場内で家畜の伝染性疾病が発生した場合に備え、疾病の種類及び発生地域との距離等を踏まえた段階的な防疫措置を想定しておくことが望ましい。

【記載例】

- ・家畜の異状を発見した者は、牧場長に連絡し、〇〇診療所（XXX-XXX-XXXX）に診療を依頼する。
- ・口蹄疫を疑う症状を発見した者は、直ちに〇〇県〇〇家畜保健衛生所（XXX-XXX-XXXX）に連絡した上で牧場長に連絡するとともに、家畜保健衛生所の指示・指導に従う。
- ・国内／県内／場内で家畜伝染病（口蹄疫）が発生している場合、家畜保健衛生所の指示・指導を受けた上で、
第1段階：（国内（県内及び周辺県を除く）で発生した場合）
衛生管理区域の消毒を徹底し、ふれあい体験の中止を検討する。
第2段階：（周辺県で発生した場合）
放牧・畜舎見学を中止し、入場可能地域で家畜を飼養しない。
第3段階：（場内或いは県内で発生した場合）
衛生管理区域への牧場関係者以外の立入りを禁止する。

⑦ その他

そのほかに、団体予約受付時のルールの説明（入場前の講習会の実施等）、海外からの入国者への対応等（外国語でのルール説明、外国語のパンフレットの作成等）、牧場独自に実施している防疫措置があれば記載する。

【記載例】

- ・団体による見学又はふれあい体験の予約受付時には、靴及び手指の消毒の徹底等、家畜伝染病の発生予防のための措置への協力を依頼する。

- ・搾乳体験及び動物ふれあい体験については、体験申込みの際に体験者の渡航歴を確認し、過去1週間以内に海外から入国（帰国）していた場合は、体験をお断りする。

（3）留意事項

- ① 衛生管理区域に入場する者の更衣・靴の履替え、海外渡航者・他の畜産関係施設入場者・大臣指定地域に立ち入った者の入場制限、他の畜産関係施設等で使用した物品の洗浄・消毒、海外でを使用した衣服等の持込制限については、上記（2）②のように、入場者に防疫対策の周知を図り協力を求めることにより、入場者に対する措置に代えて差し支えありません。
- ② 立入禁止区域については、飼養衛生管理基準に従って対応します。
- ③ 上記記載例は規則の一例であるので、場内の配置、設備、組織体制等を考慮して、各牧場に応じた規則を作成します。

16 他の畜産関係施設等に立ち入った者等が衛生管理区域に立ち入る際の措置

当日に他の畜産関係施設等又は大臣指定地域に立ち入った者（農場の従事者、家畜防疫員、獣医師、家畜人工授精師、削蹄師、飼料運搬業者、集乳業者その他の畜産関係者を除く。）及び過去一週間以内に海外から入国し、又は帰国した者を衛生管理区域に立ち入らせないようにすること（その者が、シャワーによる身体の洗浄その他の必要な措置を講じた上で、やむを得ず立ち入る場合を除く。）。

1. 本項目の目的

同日に他の農場や大臣指定地域に立ち入った者、過去1週間以内に海外から入国した者を衛生管理区域に立ち入らせることは、衛生管理区域内に家畜の伝染性疾病の病原体を侵入させるリスクとなります。このため、このような条件に該当する者は、衛生管理区域に立ち入ることが必要な獣医師、飼料運搬業者等の畜産関係者（※）を除き、原則として衛生管理区域に立ち入らせないようにする必要があります。

ただし、上記条件に該当するものの、どうしても立ち入る必要がある場合には、入浴し、専用の衣服及び靴への着替え等の適切な防疫措置を講じれば、この限りではありません。なお、立ち入る必要がある場合とは、資材の搬出入や施設・設備等の修繕等、飼養管理上どうしても必要な場合のことを指します。

※業務を円滑に行う上での必要性及び家畜衛生対策に関する正しい理解を前提として立入りを可能としています。したがって、平時から家畜衛生対策に関する情報を把握した上で、各農場の飼養衛生管理マニュアル等に沿って正しい方法で更衣、消毒等を実施する必要があります。

2. 不遵守の判断基準

（1）当日に他の畜産関係施設や大臣指定地域に立ち入った者（農場の従事者、家畜防疫員、獣医師、家畜人工授精師、削蹄師、飼料運搬業者、集乳業者その他の畜産関係者を除く。）又は過去1週間以内に海外から入国した者と知り得ていながら、別日の対応が可能である、立ち入らなくても写真、映像等で知りたい事柄を確認できる等、必ずしも立ち入る必要がないにもかかわらず、衛生管理区域内に立ち入らせていた場合、不遵守となります。と畜場や化製場から戻ってきた従事者も直接農場に戻らず、自宅等でシャワーを浴びてから農場に戻るよう助言してください。

(2) 家畜の所有者等に対し、衛生管理区域に立ち入る者について、当日の他の畜産関係施設や大臣指定地域への立入りや過去 1 週間以内の海外からの入国がないことを確実に確認しているか聞き取ることが必要です。確認が行われていない場合は、不遵守となります。

また、明らかに立ち入る必要がない者を立ち入らせていると認められた場合は不遵守となりますが、まずは必要性を十分考慮するよう助言してください。

17 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等

衛生管理区域の入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、当該消毒設備を利用して手指の洗浄及び消毒をさせること（その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該入口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合及びその者に衛生管理区域専用の手袋を着用させる場合を除く。）。

1. 本項目の目的

家畜が飼養されている衛生管理区域内に区域外から家畜の伝染性疾病を持ち込むことを防止するため、区域内に立ち入る者について、手指の洗浄及び消毒を適切に実施する必要があります。本項目においては、このための具体的措置として、①衛生管理区域に立ち入る者のための消毒設備を設置すること、②立ち入る者に当該設備を利用して手指の洗浄及び消毒をさせることを規定しています。ただし、立ち入る者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該入口付近において当該消毒機器を利用して消毒をすることでも問題はありません。

なお、本項目で規定している消毒設備は、衛生管理区域の入口と出口が同じ場所である場合は、項目 29 で規定している退出する者が利用する消毒設備と同じもので問題ありません。

2. 不遵守の判断基準

本項目を遵守しているかを確認するためには、以下の2点が満たされていることを確認することが必要です。

（1）衛生管理区域の入口付近に立ち入る者のための消毒設備を設置していること

衛生管理区域の入口において、同区域を出入りする者が消毒可能な設備を適切に設置していない場合、原則不遵守となります。このため、具体的な設備を視認し、入口の状況等に応じて適切な消毒が実施可能な消毒設備が設置されているか確認することが必要です。

また、消毒の方法が不適切な場合にも不遵守となります。家畜の所有者等に対し、具体的な消毒薬名や希釈倍数、交換頻度を聞き取るとともに、定められた用法・用量及び使用上の注意に従って使用されていることを確認することが必要です。仮に消毒設備が設置されていない場合又は設置されていても不適切な消毒設備の場合は、

代替措置として立ち入る者に同等以上の効果を持つ消毒機器を携行させ、当該設備を利用し、確実に消毒させる必要があります。これらの代替措置を実施していない場合は不遵守となります。消毒設備が設置されていない場合は、家畜の所有者等に対し、携行した消毒機器による消毒が確実に実施されているかを確認する必要があります。

ただし、衛生管理区域の入口で専用の手袋を着用し、衛生管理区域内において取り外さなければ、消毒設備がなく、手指の洗浄及び消毒を実施しなくても問題はありません。

(2) 衛生管理区域内に入る際に(1)の消毒設備を用いて、手指の洗浄及び消毒を常時実施していること

区域内に立ち入る者が立ち入る際に家畜の所有者等が設置した消毒設備又は携行した消毒機器を利用して手指の洗浄及び消毒を実施していなければ不遵守となります。家畜の所有者等に対し、確実に実施されているか聞き取ることが必要です。

なお、項目4に規定する記録において、消毒実施の有無も記入することとされていますので、当該記録を参照することにより、確実に実施されているかを確認することができます。

ただし、衛生管理区域に立ち入る者が、退出するまでの間に、当該区域内で防除対象としている感染源（人、物品、野生動物、飼養環境、家畜）に接触しない場合（例えば、車両に乗った状態で区域内を出入りする者が、区域内で車両から降車しない事例等）や、区域内にいる者が、一度退出してから再度立ち入るまでの間に区域外で感染源に接触しない場合（例えば、区域内専用の車両に乗った状態で退出後再度立ち入るまでに、区域外で当該車両から降車しない事例等）はこの限りではありません。

3. 参考情報

消毒効果を十分に得るためには、消毒の前に洗浄し有機物等を除去することが重要であることから、手指の消毒のみではなく、手指の洗浄及び消毒を実施することとされています。

18 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用

衛生管理区域専用の衣服及び靴（衛生管理区域に立ち入る際に着用している衣服の上から着用する衛生的な衣服及び靴の上から着用する衛生的なブーツカバーを含む。以下この項において同じ。）を設置し、衛生管理区域に立ち入る者に対し、これらを着実に着用させること（その者が当該衛生管理区域専用の衣服及び靴を持参し、これらを着用する場合並びにその者が当該衛生管理区域から退出するまでの間に、病原体を拡散させる可能性がない場合を除く。）。更衣による病原体の衛生管理区域への侵入を防ぐため、着脱前後の衣服及び靴をすのこ、分離板等で場所を離して保管し、かつ、更衣の前後に利用する経路を一方通行とすることその他の必要な措置を講ずること。衣服又は靴に排せつ物、汚泥等が付着した場合には、洗浄及び消毒を行うこと。

1. 本項目の目的

家畜が飼養されている衛生管理区域内に区域外から家畜の伝染性疾病を持ち込まないため、区域内に立ち入る者は家畜の所有者や従業員も含め、区域内外の境界において区域内専用の衣服及び靴に着（履）替える必要があります（衣服及び靴の上から防疫服やブーツカバーを着用することで代えることも可。）。このため、家畜の所有者等は区域内に立ち入る全ての者に対し、当該衛生管理区域専用の衣服及び靴を用意するか、立ち入る者に当該衛生管理区域専用の衣服及び靴を持参させ、それらを必ず着用させる義務があります。

また、区域内で利用する専用の衣服及び靴が、交換前の衣服及び靴又はそれらに付着していた有機物に直接又は間接的に接触しないよう、交差汚染防止措置を講ずる必要があります。

ただし、衛生管理区域に立ち入る者が、退出するまでの間に、当該区域内で防除対象としている感染源（人、物品、野生動物、飼養環境、家畜）に接触しない場合（例えば、車両に乗った状態で区域内を出入りする者が、区域内で車両から降車しない事例等）や、区域内にいる者が、一度退出してから再度立ち入るまでの間に区域外で感染源に接触しない場合（例えば、区域内専用の車両に乗った状態で退出後再度立ち入るまでに、区域外で当該車両から降車しない事例等）はこの限りではありません。

2. 不遵守の判断基準

本項目を遵守しているかを確認するためには、以下の4点を確認することが必要です。

(1) 衛生区域内専用の衣服及び靴を設置しておらず、かつ、衛生管理区域に立ち入る者に衛生管理区域専用の衣服及び靴を自ら持参させていなければ不遵守となります。また、衣服及び靴を用意し又は用意させている場合であっても、当該衛生管理区域専用のものでなければ不遵守となりますので、家畜の所有者等に対し、特に立ち入る者に専用の衣服及び靴を用意させる場合にあっては、家畜の所有者等が当該衛生管理区域専用の衣服及び靴であることを確認しているか聞き取ることが必要です。なお、衣服及び靴については、防護服やブーツカバー等の重ね着するもので問題はありませんが、ブーツカバーの使用の適否は、歩く距離や作業内容を考慮し、破れない範囲での使用に限定する必要があります。

(2) 当該衛生管理区域に立ち入る者が専用の衣服及び靴を着用していないことが明らかな場合は、不遵守となります。このため、確実に着用していることを家畜の所有者等に対し、聞き取ることが必要です。

ただし、衛生管理区域に立ち入る者が、退出するまでの間に、防除対象としている感染源（人、物品、野生動物、家畜）に接触しない場合や、区域内にいる者が、一度退出してから再度立ち入るまでの間に区域外で感染源に接触しない場合はこの限りではありません。

例えば、

- ① 衛生管理区域内で車両から降りない場合（例：収穫した飼料を衛生管理区域のバンカー、飼料庫等に持ち込む場合にあって、持ち込む際に、車両から降りない等）
- ② 衛生的な環境を保持し行動範囲を限定している場合（例：配合飼料搬入や集乳、収穫牧草の搬入等の衛生管理にあって、当該作業を行う者が、牛等に接触せず、かつ、畜舎等に入らず、衛生的な環境を行動範囲とする等）
- ③ 放牧場への牛等の移動に公道等を通して同行する場合で、当該公道等が家畜等の排せつ物、死体等からの漏出物等による汚染リスクが低いと判断される場合

④ 外部と住宅等の施設の間を行き来するために畜舎等を経由せず衛生管理区域を通過する場合

等については、リスクに応じて、利用する経路を消毒する、更衣用の衣服及び靴を携行し、排せつ物等で汚れた場合には交換（長靴にあっては洗浄・消毒の徹底でも可）するといったその他の措置に代えることが可能であれば、衛生管理区域専用の衣服の更衣及び専用靴への履替えは不要と考えられます。なお、これらの具体的な措置の内容については、飼養衛生管理マニュアル等で手順を明確にする必要があります。

（３）また、単純に着替え及び履替えを行えば良いというのではなく、交差汚染防止措置を講じていなければ不遵守となります。基本的には、着替え・履替え前後で動線が交差しないよう、明確な境界線を設け、交換前後の衣服や靴が直接又は間接的に接触しないよう分けて保管する取組を実施しているか確認する必要があります。なお、一方通行とは、同一の出入口を利用していても、入る際、出る際それぞれの動線において、着替え、履替え前後の区域が分かれていることをいいます。

（４）衣服、靴等に排せつ物、汚泥等が付着すると、それらの中で病原体が長期間生存する原因となることから、定期的に又は汚れた際には、洗浄及び消毒を行うことが必要です。なお、更衣の際には、更衣前の衣服及び靴に付着した病原体が、更衣後の衣服及び靴、手指に付着しないよう、更衣前の衣服及び靴を脱いだ後に手指を洗浄及び消毒する等の適切な順序とする必要があります。

〔物品に関する事項〕

19 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等

衛生管理区域の入口付近に消毒設備を設置し、車両を入れる者に対し、当該消毒設備を利用して当該車両の消毒をさせること（その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該入口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合を除く。）。衛生管理区域に車両を入れる者に対し、当該農場専用のフロアマットの使用その他の方法により、車内における交差汚染を防止するための措置を講じさせること（その者が衛生管理区域内で降車しない場合を除く。）。

1. 本項目の目的

家畜が飼養されている衛生管理区域内に区域外から家畜の伝染性疾病を持ち込むことを防止するため、区域内に入る車両にはその消毒を適切に実施する必要があります。本項目においては、このための具体的措置として、①区域内に入る車両のための消毒設備を設置すること、②車両を入れる者に対し、入れる際に当該設備を利用して常時車両の消毒をさせることを規定しています。ただし、車両を入れる者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該入口付近において当該消毒機器を利用して消毒をすることでも問題はありません。

2. 不遵守の判断基準

本項目を遵守しているかを確認するためには、以下の3点が満たされていることを確認することが必要です。

（1）衛生管理区域の入口（車両が通行可能なものに限る。この（1）において同じ。）付近に消毒設備を設置していること

衛生管理区域の入口において、区域内に入る車両が消毒可能な設備を適切に設置していない場合、不遵守となります。このため、動力噴霧器、車両用消毒ゲート、車両用消毒槽、消石灰帯（日常的に、出入りする車両の長さの約2倍等の十分な幅に適切な量で散布が必要。）等それぞれの地理的状況等に応じて適切な消毒が実施可能な消毒設備が設置されているか視認して確認することが必要です。

なお、動力噴霧器等により車両から落とした泥や汚れの上を、人や車両が通過して二次汚染しないよう、消毒場所にコンクリート盤や側溝を設置して洗い流せる仕

組みとすること、又は泥や汚れに十分量の消毒薬を散布すること等が必要です。さらに、消毒実施者の靴底や足置きマットを消毒できる設備の設置や作業動線の消毒も実施することが必要です。

また、消毒の方法が不適切な場合にも不遵守となります。家畜の所有者等に対し、具体的な消毒薬名や希釈倍数を聞き取るとともに、定められた用法・用量に従い使用されているか、さらに消毒の実施状況をどのような方法で確認しているかについて聞き取る必要があります。寒冷地等においては、消毒液が凍結しないよう、保管庫の併設や不凍液の消毒液への添加等、消毒効果が担保されるよう努めていることを確認することも併せて必要です。

仮に消毒設備が設置されていない場合又は設置されていても不適切な消毒設備の場合においては、車両を入れる者に同等以上の効果を持つ消毒機器を携行させ、当該機器を確実に利用させていないことが明らかになった場合には不遵守となります。消毒設備が設置されていない場合は、家畜の所有者等に対し、携行した消毒機器による消毒を確実に実施させているかを確認する必要があります。

また、タイヤハウス等に泥や汚れが多量に付着している場合は、消毒場所の汚染及び消毒効果の低減の可能性があるため、洗車場で洗車後に来場するよう車両を入れる者に案内することも有効です。

(2) 衛生管理区域内に入る車両が(1)の消毒設備を用いて常時消毒を実施していること

区域内に車両が入る際に、家畜の所有者等が設置した消毒設備又は携行した消毒機器を利用して消毒を実施していなければ不遵守となります。家畜の所有者等に対し、入る車両に対する消毒が確実に実施されているか聞き取るとともに消毒設備が適正に作動していることを確認することが必要です。

また、区域内に入る車両の消毒の実施位置が区域内に設置されている、区域外の公道を通り再度区域内に入る等により、区域内において消毒実施前後の車両が交差汚染するのを防止するため、適切な動線を確保することが必要です。

なお、項目4に規定する記録において、消毒実施の有無も記入することとされていますので、当該記録を参照することにより、確実に実施されているかを確認することができます。

（３）車内における交差汚染を防止するための措置が講じられていること

飼料運搬車等の乗務員が区域内で降車する場合は、長靴の靴底等の車内での交差汚染を防止することが必要です。例えば、着替え・履替えの際に区域内専用の車載フロアマット（運転席用及び助手席用で洗いやすいゴム製のもの）を準備するとともに、車両のステップやアクセル、ブレーキペダル、作業者の動線を消毒すること等の取組を実施しているか確認する必要があります。また、フロアマットは、農場側が区域内専用のマットを用意し、使用后、消毒薬につけることも想定されます。なお、これらの取組の代わりに降車時にブーツカバーを使用することも有効です。

３． 参考情報

と畜場等への出荷から戻った際には、病原体を持ち込む可能性があることから、確実な消毒の実施のために、衛生管理区域外で車両を消毒し、一晩置いてから戻す等の取組が効果的です。

20 他の畜産関係施設等で使用した物品等を衛生管理区域に持ち込む際の措置

他の畜産関係施設等で使用し、若しくは使用したおそれがある物品又は過去四月以内に海外で使用した衣服及び靴は、原則、衛生管理区域内に持ち込まないこと。やむを得ず持ち込む場合には、洗浄、消毒その他の必要な措置を講ずること。

1. 本項目の目的

他の畜産関係施設等で使用した物品を衛生管理区域内に持ち込むことは、他の畜産関係施設等から区域内へ家畜の伝染性疾病を持ち込むリスクとなるため、原則禁止です。やむを得ず持ち込む場合については、適切に洗浄及び消毒を実施することが必要です。

海外で使用した衣服及び靴を消毒等の措置を施さずに衛生管理区域内に持ち込むことは、区域内へ家畜の伝染性疾病を持ち込むリスクとなり得ます。このリスクを極力低減させるため、

- ① 過去4か月以内に海外で使用した衣服や靴は、滞在していた国や訪問していた場所に関わらず、区域内に原則持ち込ませない
- ② やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄・消毒等を実施する必要があります。

なお、4か月という期間については、口蹄疫ウイルスの環境中での生存期間を考慮した期間です。

2. 不遵守の判断基準

(1) 他の畜産関係施設等で使用した物品

物品とは、保定用具や体温計、人工授精器具、耳標装着装置、削蹄道具等に加え、農場内の工事で使用される工具等の家畜の飼養に直接関係しないものも含まれます。工具等は可能な限り農場に備えてあるものを使用するようにし、特殊器具等をやむを得ず持ち込む場合は、他の畜産関係施設等（家畜市場、と畜場等を含む。）や野生いのししや野生しか等の捕獲作業等で使用したおそれのないことを確認するか、当該物品の素材に適した消毒方法で適切に洗浄・消毒した上で持ち込む必要があります。農場に持ち込む物品について、持ち込む前にこれらのことを必ず確認し、必要に応じて洗浄・消毒等を適切に実施しているかを飼養衛生管理マニュアルの規定や家畜の所有者等への聞取り等で確認します。

（２）海外で使⽤した⾐服等

過去４か月以内に海外で使⽤した⾐服や靴であると認識し、やむを得ず衛⽣管理区域に持ち込む場合であって、事前に洗浄、消毒等の措置を講じずに持ち込んだ場合、不遵守になります。

家畜の所有者等に対し、衛⽣管理区域内に持ち込まれる⾐服及び靴について、過去４か月以内に海外で使⽤した⾐服や靴ではないことを確実に確認しているか聞き取ってください。確認が行われていない場合は、確実に確認を行うよう助言してください。

（１）又は（２）において、また、やむを得ず持ち込む際、洗浄、消毒等を行っている場合であっても、適切な方法で行われていない場合は不遵守となります。家畜の所有者等に対し、具体的な消毒薬名や希釈倍数、交換頻度を聞き取るとともに、定められた用法・用量及び使⽤上の注意に従って使⽤されていることを確認することが必要です。寒冷地等においては、消毒液が凍結しないよう、保管庫の併設や不凍液の消毒液への添加等、消毒効果が担保されるよう努めていることを確認することも必要です。

21 安全な資材の利用

大臣指定地域において収穫された農産物等を自ら飼料、敷料等に利用する場合は、家畜保健衛生所に助言を求め、指導に従うこと。

1. 本項目の目的

大臣指定地域において収穫された農産物等を家畜の所有者等自らが飼料、敷料等に利用しようとする場合は、対象疾病の病原体に感染した野生動物の体液や排せつ物等の付着した農産物等が飼料、敷料等として家畜に接触することにより、病原体が伝播するリスクについて考慮した上で、当該農産物等の利用方法を検討する必要があります。

当該農産物等を自ら飼料、敷料等に利用する場合は、病原体の伝播リスクが無視できるものとなるよう、作業工程の中で適切な管理を実施することが重要です。また、病原体による汚染の蓋然性が高い場合は、利用を中止する判断をすることも重要です。

2. 不遵守の判断基準

家畜の所有者等から利用について相談があった際には、当該資材の生産、処理、流通、保存等の状況を踏まえ、家畜伝染病に係る文献、農林水産省からの技術的助言等を参照して助言、指導してください。大臣指定地域において、野生動物に荒らされた農産物や、排せつ物等の付着部分等、病原体による汚染の可能性が高い場合は、利用を原則中止するよう指導してください。農産物を自ら飼料、敷料等に利用している場合は、その収穫地について家畜の所有者等に聞き取り、大臣指定地域のものか否かを確認する必要があります。

大臣指定地域において収穫された農産物等を自ら飼料、敷料等に利用しているにもかかわらず、家畜保健衛生所の立入り時等にその事実を伝えていない、家畜保健衛生所からの助言、指導に応じていない場合は不遵守となります。

Ⅲ 衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止

〔人に関する事項〕

22 畜舎に立ち入る者の手指消毒等

畜舎の出入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、畜舎に出入りする際に当該消毒設備を利用して手指の洗浄及び消毒をさせること（その者に当該畜舎専用の手袋を着用させる場合を除く。）。

1. 本項目の目的

衛生管理区域への病原体の侵入リスクはゼロとなるものではないことから、衛生管理区域内において残存する病原体を畜舎へ持ち込むことを防止するため、畜舎に立ち入る者は手指の洗浄及び消毒を適切に実施する必要があります。本項目においては、このための具体的措置として、①畜舎に立ち入る者のための消毒設備を設置すること、②立ち入る者に当該設備を利用して手指の洗浄及び消毒をさせることを規定しています。ただし、洗浄及び消毒の代わりに、当該畜舎専用の手袋を着用することでも問題はありません。

また、畜舎で家畜の伝染性疾病が発生した場合に、その病原体を他の畜舎に伝播させることを防止するため、畜舎から出る際にも手指の洗浄及び消毒又は手袋の交換が必要です。

2. 不遵守の判断基準

本項目を遵守しているかを確認するためには、以下の2点が満たされていることを確認することが必要です。

（1）畜舎に立ち入る者のための消毒設備を設置していること

畜舎の出入口において、当該畜舎に出入りする者が消毒可能な設備を適切に設置していない場合、原則不遵守となります。このため、具体的な設備を視認し、出入口の状況等に応じて適切な消毒が実施可能な消毒設備が設置されているか確認することが必要です。

また、消毒の方法が不適切な場合にも不遵守となります。家畜の所有者等に対し、具体的な消毒薬名や希釈倍数、交換頻度を聞き取るとともに、定められた用法・用量及び使用上の注意に従って使用されていることを確認することが必要です。

仮に消毒設備が設置されていない場合又は設置されていても不適切な消毒設備の場合は、代替措置として出入りする者に当該畜舎専用の手袋を着用させる必要があります。この代替措置を行っていない場合は不遵守となります。この場合は、家畜の所有者等に対し、手袋の着用が確実に実施されているかを確認する必要があります。

(2) 畜舎に出入りする際に(1)の消毒設備を用いて、手指の洗浄及び消毒を常時実施していること

畜舎に立ち入る者が立ち入る際に家畜の所有者等が設置した消毒設備を利用して手指の洗浄及び消毒を実施しているか、当該畜舎専用の手袋を着用していなければ不遵守となります。家畜の所有者等に対し、確実に実施されているか聞き取り、必要に応じて実演により確認することが必要です。

手袋は使い捨てのものが望ましいですが、そうでない場合は定期的に交換し、洗浄・消毒するように指示してください。

3. 参考情報

消毒効果を十分に得るため、消毒の前に洗浄し有機物等を除去することが重要であることから、手指は消毒のみではなく、洗浄及び消毒を実施することとされています。

23 畜舎の入口における靴の交換又は消毒

畜舎ごとの専用の靴を設置し、畜舎に入る者に対し、これらを着実に着用させる又は靴の消毒をさせること。ただし、靴が畜舎外において病原体に汚染する可能性がない状況で行う畜舎間の移動については、この限りでない。靴に排せつ物、汚泥等が付着した場合には、洗浄及び消毒を行うこと。

1. 本項目の目的

畜舎外に存在する病原体を畜舎へ持ち込むことがないよう、畜舎に立ち入る者は畜舎ごとの専用の靴に履替えるか、又は靴を消毒する必要があります。このため、家畜の所有者等は、畜舎に立ち入る全ての者に対し、当該畜舎専用の靴を用意し、それらを必ず着用させるか、又は靴を消毒させる義務があります。

2. 不遵守の判断基準

本項目においては、具体的措置として①畜舎に立ち入る者のための畜舎ごとの専用の靴を設置し、当該靴を着用させること、又は、着用している靴の消毒をさせること、②靴が汚れた場合は洗浄及び消毒することを規定しています。ただし、一度畜舎専用の靴に交換した作業者が、畜舎外において病原体に汚染する可能性がない状況で畜舎間を移動する場合については、畜舎ごとに再び靴を交換又は消毒をしなくても問題はありません。

畜舎外において病原体に汚染する可能性がない状況で畜舎間を移動する場合とは、畜舎間が屋根や壁のある通路で連絡している場合や地面が舗装（又は消毒可能なゴム板の設置等）され、移動前に十分に消毒している場合等を想定しています。また、土壌に消石灰を散布し、その上を歩く場合は、一般に土壌等の付着は避けられず、病原体に汚染する可能性がある状況と考えられるため、十分な量の消石灰を散布するなど、使用には注意が必要です。

本項目が不遵守でないかを確認するためには、以下の2点が満たされているか確認する必要があります。

- (1) 畜舎に立ち入る者のための畜舎ごとの専用の靴を設置すること、又は靴の消毒をすること

畜舎ごとの専用の靴を設置していない場合、又は靴の消毒が実施されていない場合は不遵守となります。また、靴を用意している場合であっても、当該畜舎専用のもの（畜舎外において病原体に汚染する可能性がない状況で畜舎間を移動する場合は、移動中及び移動先の畜舎と共通のもので可。）でなければ不遵守となります。具体的には、野生動物侵入防止等の病原体汚染防止対策が講じられた畜舎間通路の移動であれば、靴の交換又は消毒はしなくても問題ありません。

（２）靴が汚れた場合は洗浄及び消毒すること

靴が汚れたまま繰り返し使用されている場合は不遵守となります。靴に有機物が付着したままであれば、消毒の効果が低減するため、設置している靴の状況を確認し、洗浄及び消毒を実施するよう指導してください。

３． 参考情報

飼養衛生管理基準の考え方では、まずは、衛生管理区域の出入口やその他境界部分で衛生管理対策を講ずることにより、極力病原体の侵入リスクを低減させます。しかしながら、人、車両、野生動物等に付着した病原体について、衛生管理区域への侵入を完全に防ぐことは困難です。そのため、本項目の規定による畜舎の出入対策を講ずることにより、もう一段の防疫障壁を設けることとしています。

〔物品に関する事項〕

24 器具の定期的な清掃又は消毒等

飼養管理に使用する器具は畜舎に持ち込む際に消毒するとともに、清掃又は消毒を定期的にする。注射針、人工授精用器具その他の体液（生乳を除く。）が付着する物品を使用する際は、一頭ごとに交換又は消毒をすること。

1. 本項目の目的

衛生状態を保つためには、飼養管理に使用する器具を畜舎に持ち込む際に消毒するとともに定期的に清掃又は消毒をする必要があります。また、使用する注射針、人工授精用器具、直腸検査用手袋その他の物品にあっては1頭ごとに交換又は消毒を実施する必要があります。なお、対象となる器具は、紙等の清掃又は消毒に適さないものを除く衛生管理区域内で飼養管理に使用する全てのものを指します。

2. 不遵守の判断基準

本項目を遵守しているかを確認するためには、以下の2点を確認する必要があります。

（1）飼養管理に使用する器具を畜舎に持ち込む際に消毒していない場合や定期的な清掃又は消毒をしていない場合不遵守となります。このため、家畜の所有者等に対して、器具の清掃又は消毒の頻度、消毒については消毒薬名及び希釈倍数を聞き取ることが必要です。頻度が著しく低く、定期的に清掃又は消毒を行っているとは客観的に認められない場合にも不遵守となります。

（2）注射針、人工授精用器具、直腸検査用手袋その他の体液（生乳除く。）が付着する物品を使用する場合、1頭ごとに交換又は消毒を実施していない場合、不遵守となります。なお、これらの物品については、農場関係者ではない人工授精師や担当の獣医師等が使用する場合であっても、交換又は消毒を実施していなければ、不遵守となります。消毒が行われている場合には、消毒薬名及び希釈倍数を聞き取ることが必要です。また、体液（生乳除く。）が付着する物品が全て対象となっているか併せて確認する必要があります。

〔野生動物に関する事項〕

25 野生動物の侵入防止のための死体の適正な保管

家畜の死体を保管する場合には、その保管場所への野生動物の侵入を防止するための措置を講ずること。

1. 本項目の目的

衛生管理区域内にある死体の保管場所に野鳥等の野生動物が侵入することにより、当該野生動物による機械的伝播で衛生管理区域外から区域内へ病原体が侵入すること及び病原体を外部に持ち出すことを防ぐ必要があります。

2. 不遵守の判断基準

死亡した家畜は処理までの間、ブルーシートを被せたりする等、野生動物が接触しないように管理することが必要であり、このような措置が実施されていない場合、不遵守となります。

26 給餌設備、給水設備等の病原体による汚染の防止

畜舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講ずること。水道水等の飲用に適した水以外の水を家畜に給与する場合には、これを消毒すること。

1. 本項目の目的

家畜が畜舎内等で摂取する飼料や飲用水については、これらが仮に家畜の伝染性疾病の病原体に汚染されていた場合、農場内への侵入はもちろんのこと、疾病発生へと直ちに繋がるおそれがあります。このため、給与される飼料や飲用水が野生動物の媒介によって病原体に汚染されることを防ぐため、

- ① 飼料については、貯蔵・給餌場所等にねずみ、野鳥等の野生動物が接触しないよう、貯蔵には蓋付きの容器やタンクを利用するほか、飼槽を定期的に又は汚れがある場合には随時清掃する
- ② 飲用水については、水道水等の異物の混入を否定できる水源以外を利用する場合には、貯水施設に蓋を付ける等異物の混入防止措置を講じるほか、ウォーターカップ等の給水設備を定期的に又は汚れがある場合には随時清掃を行い、必要に応じて消毒等の措置を講じる

必要があります。

なお、飲用に適した水とは、家畜の伝染性疾病の病原体による汚染以外にも、有害物質の混入等家畜の健康状態を害することのない衛生的なものである必要があります。

2. 不遵守の判断基準

(1) 野生動物の排せつ物の混入防止

畜舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所の全てに野生動物の排せつ物等の混入防止対策を講じていなければ不遵守となります。このため、家畜の所有者等が、農場周辺にいる野生動物の種類を把握し、タンクに蓋がされているなどの適切な方法により、野生動物の種類に応じた侵入防止対策が講じられているかを確認することが必要です。また、屋内に給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所がある場合にあっては、タンクに蓋等がない場合であっても、建物に野生動物が侵入する隙間がなければ問題ないので、隙間の有無、有る場合には十分な対策が講じられていることを的確に確認することが必要です。

（２）飲用に適した水以外を給与する場合の消毒

ため池や沢水を水源として利用していたり、給与前に開放的な環境で貯水されていたりする等、野生動物の排せつ物等が混入し家畜の伝染性疾病の病原体に汚染される可能性がある場合は、消毒の必要があると判断します。消毒に当たっては、有機物の処理も含めて適切な消毒方法を実施していない場合は、不遵守となります。

一方、非開放系の取水装置を使用している井戸水であって、一般的な水質検査により衛生的な水であることが確認できており、家畜の伝染性疾病の病原体による汚染も否定できると判断できる場合は消毒する必要はありません。

３． 参考情報

幼若な牛等が飲用する場合、井戸水は年１回以上の水質検査により「飲用可」と判断されるものであることが理想的です。大腸菌が陽性又は一般細菌数が許容値以上である場合は、点滴式の塩素消毒と塩素濃度のモニタリングが推奨されます。また、沢水等の表面水は年１回以上の水質検査及び点滴式の塩素消毒と塩素濃度のモニタリングが推奨されます。

27 ねずみ及び害虫の駆除

ねずみ及びはえ等の害虫の駆除を行うために殺そ剤及び殺虫剤の散布、粘着シートの設置その他の必要な措置を講ずること。

1. 本項目の目的

ねずみ及びはえ等の害虫は、サルモネラ症等を媒介します。定期的に殺そ剤や殺虫剤の散布、粘着シートの設置等を繰り返すことにより、それらの数が減り病原体の侵入リスクの低減につながります。

2. 不遵守の判断基準

殺そ剤及び殺虫剤の散布、粘着シートの設置その他のねずみ及びはえ等の害虫の駆除効果を有する措置を実施していない場合は不遵守となります。また、これらの措置を実施していても、散布頻度や散布範囲が不十分であったり、粘着シートが汚れていて粘着性が低減していたりする等、駆除効果が発揮されない状況にある場合も不遵守となります。なお、完全に駆除することは困難ですが、数を減らすことが重要ですので、ねずみ及びはえ等の害虫が畜舎内で確認されたからといって直ちに本項目の不遵守となるものではありません。

〔飼養環境に関する事項〕

28 衛生管理区域内の整理整頓、畜舎等施設の清掃及び消毒

衛生管理区域内は、ねずみ等の野生動物の隠れられる場所をなくすとともに、病原体が侵入した場合に当該病原体が残存しないよう、不要な資材等の処分、除草及び資材、機材等の整理整頓等並びに畜舎その他の衛生管理区域内にある施設の清掃を行って、敷地及び畜舎等の施設を定期的に消毒すること。

1. 本項目の目的

ねずみ等の野生動物が、衛生管理区域内に侵入し、区域内を動き回るとは、病原体が持ち込まれ、区域内で病原体が拡散するリスクになります。このリスクを低減するためには、衛生管理区域内を野生動物にとって侵入及び滞在しづらい環境とする必要があります。ねずみ等の野生動物は身を隠せる場所を選んで行動する特性があることから、衛生管理区域内を野生動物が身を隠しづらい場所とする必要があります。

また、病原体が野生動物や人、車両、物品等により衛生管理区域内に持ち込まれた場合、区域内での拡散及び家畜への感染を防ぐため、病原体がそれ以上残存しないようにする必要があります。

このため、衛生管理区域内を野生動物が身を隠しづらい場所とすること及び効果的な消毒を行い病原体が残存しないようにすることを目的として、不要な資材や廃棄物（壊れた機材、ゴミ）等の処分、除草及び資材、機材等の整理整頓や畜舎等の衛生管理区域内にある施設の清掃等を行って、敷地及び畜舎等の施設を定期的に消毒する必要があります。また、衛生管理区域周辺の農場敷地においても、雑草等は野生動物が身を隠す場所となることから、そのような場所の除草や消毒も実施する必要があります。具体的な消毒場所・方法等については、農場の実情に応じて飼養衛生管理マニュアルで規定することになります。

2. 不遵守の判断基準

不要な資材等が衛生管理区域内に放置されている、雑草等が一定範囲に生えていて野生動物が身を隠す場所になっている、使用中の資材、機材等が整理整頓されていない、畜舎等の施設の清掃を行っておらず、敷地や衛生管理区域内の施設が定期的に消毒されていない場合は不遵守となります。なお、敷地を消毒していても、地面に資材等が

放置されたままで十分な消毒の実施に当たらない場合や、実施していると認められない汚れが確認される場合も不遵守となります。

なお、発酵床畜舎においては、空房となったタイミングで適切な管理により発酵を促進し、発酵床の温度を上げることにより、消毒の実施とみなすことが可能です。また、隣接する畜房に家畜が飼養された状況で動力噴霧器を用いた消毒が困難な場合については、糞等の汚れを除去しつつ、簡易な装置等を用いて消毒薬の散布を実施していることを確認する必要があります。

3. 参考情報

放牧場においては、実態を踏まえ、野生動物が誘引されるような場所や身を隠せる場所について重点的に対策することが効果的です。たとえば、穀類等の飼料が放牧場内で放置されている場合には定期的に清掃を実施し、雑草の多い場所は適切に管理等の取組が重要です。

牛農家における牛の出入りの現状を鑑みた場合、畜舎全体で空舎となることは少ない一方、房単位で空になる機会は比較的であると想定されることから、房単位での清掃及び消毒を実施するよう指導してください。

Ⅳ 衛生管理区域外への病原体の拡散防止

〔人に関する事項〕

29 衛生管理区域から退出する者の手指消毒等

衛生管理区域の出口付近に消毒設備を設置し、退出する者に対し、当該消毒設備を利用して手指の洗浄及び消毒をさせること（その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該出口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合及びその者に衛生管理区域専用の手袋を着用させ、当該衛生管理区域内において病原体による汚染がない状況で出口において手袋を外す場合を除く。）。

1. 本項目の目的

自らの所有する家畜を家畜の伝染性疾病から守ることだけではなく、農場から他の農場や畜産関連施設等に家畜の伝染性疾病を広げないことも重要です。本項目は衛生管理区域内から区域外に病原体を拡散させないための取組の一つとして、出口付近での手指消毒等を規定しています。

2. 不遵守の判断基準

本項目では衛生管理区域の出口での手指消毒等について規定していますが、衛生管理区域の入口と出口を別々に設ける必要はありません。また、消毒設備も別のものを設置する必要はありません。入口と出口が同じ場合には、項目 17 の遵守状況の確認と併せて、本項目について確認することができます。

項目 17 とほとんど同様となりますが、本項目を遵守しているかを確認するためには、以下の2点が満たされていることを確認することが必要です。

（1）衛生管理区域の出口付近に退出する者のための消毒設備を設置していること

衛生管理区域の出口において、同区域を出入りする者が消毒可能な設備を適切に設置していない場合、不遵守となります。このため、具体的な設備を視認し、出口の状況等に応じて適切な消毒が実施可能な消毒設備が設置されているか確認することが必要です。

また、消毒の方法が不適切な場合にも不遵守となります。家畜の所有者等に対し、具体的な消毒薬名や希釈倍数、交換頻度を聞き取るとともに、定められた用法・用量及び使用上の注意に従って使用されていることを確認することが必要です。

仮に消毒設備が設置されていない場合又は設置されていても不適切な消毒設備の場合において、退出する者に同等以上の効果を持つ消毒機器を携行させ、当該設備を確実に利用し、確実に消毒させていないことが明らかになった場合には不遵守となります。消毒設備が設置されていない場合は、家畜の所有者等に対し、携行した消毒機器による消毒が確実に実施されているかを確認する必要があります。

ただし、入口で専用の手袋を着用することとしており、衛生管理区域内で当該手袋を外したり手袋の中が汚れたりしなかった場合には、出口において手袋の外側に触れないように外すことを確実に実施していれば、消毒設備がなくても問題はありません。この場合において、使用済みの手袋は項目 31 で規定している消毒等を講ずべき物品に当たりますので、洗浄及び消毒等の必要な措置を行わずに衛生管理区域外に持ち出していないか、併せて確認する必要があります。なお、使い捨ての手袋の場合で廃棄するために持ち出す場合は、一枚一枚を洗浄及び消毒するのではなく、密封できる袋に入れ、適切に廃棄する等の措置で問題ありません。

(2) 衛生管理区域から退出する際に(1)の消毒設備を用いて、手指の洗浄及び消毒を常時実施していること

衛生管理区域から退出する者が退出する際に家畜の所有者等が設置した消毒設備又は携行した消毒機器を利用して手指の洗浄及び消毒を実施していなければ不遵守となります。家畜の所有者等に対し、確実に実施されているか聞き取ることが必要です。

ただし、衛生管理区域に立ち入る者が、退出するまでの間に、当該区域内で防除対象としている感染源（人、物品、野生動物、飼養環境、家畜）に接触しない場合（例えば、車両に乗った状態で区域内を出入りする者が、区域内で車両から降車しない事例等）や、区域内にいる者が、一度退出してから再度立ち入るまでの間に区域外で感染源に接触しない場合（例えば、区域内専用の車両に乗った状態で退出後再度立ち入るまでに、区域外で当該車両から降車しない事例等）はこの限りではありません。

3. 参考情報

消毒効果を十分に得るため、消毒の前に洗浄し有機物等を除去することが重要であることから、手指の消毒のみではなく、手指の洗浄及び消毒を実施することとされています。

〔物品に関する事項〕

30 衛生管理区域から退出する車両の消毒

衛生管理区域の出口付近に消毒設備を設置し、車両を出す者に対し、当該消毒設備を利用して当該車両の消毒をさせること（その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該出口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合を除く。）。

1. 本項目の目的

自らの所有する家畜を家畜の伝染性疾病から守ることだけではなく、農場から他の農場や畜産関連施設等に家畜の伝染性疾病を広げないことも重要です。本項目は衛生管理区域内から区域外に病原体を拡散させないための取組の一つとして、出口付近での車両消毒を規定しています。

2. 不遵守の判断基準

本項目では衛生管理区域の出口での車両消毒について規定していますが、衛生管理区域の入口と出口を別々に設ける必要はありません。消毒設備も別のものを設置する必要はありません。入口と出口が同じ場合には、項目 19 の遵守状況の確認と併せて、本項目について確認することができます。

項目 19 とほとんど同様となりますが、本項目を遵守しているかを確認するためには、以下の2点が満たされていることを確認することが必要です。

（1）衛生管理区域の出口（車両が通行可能なものに限る。この（1）において同じ。）付近に消毒設備を設置していること

衛生管理区域の出口において、区域を退出する車両が消毒可能な設備を適切に設置していない場合、不遵守となります。このため、動力噴霧器、車両用消毒ゲート、車両用消毒槽、消石灰帯（日常的に、出入りする車両の長さの約 2 倍等の十分な幅に適切な量で散布することが必要。）等、それぞれの地理的状況等に応じて適切な消毒が実施可能な消毒設備が設置されているか視認して確認することが必要です。

なお、動力噴霧器等により車両から落とした泥や汚れの上を、人や車両が通過して二次汚染しないよう、消毒場所にコンクリート盤や側溝を設置して洗い流せる仕組みとすること、又は泥や汚れに十分な量の消毒薬を散布すること等が必要です。

さらに、消毒実施者の靴底や足置きマットを消毒できる設備の設置や作業動線の消毒も実施することが必要です。

また、消毒の方法が不適切な場合にも不遵守となります。家畜の所有者等に対し、具体的な消毒薬名や希釈倍数を聞き取るとともに、定められた用法・用量に従い使用されていることを確認することが必要です。寒冷地等においては、消毒液が凍結しないよう、保管庫の併設や不凍液の消毒液への添加等、消毒効果が担保されるよう努めていることを確認することも併せて必要です。

仮に消毒設備が設置されていない場合又は設置されていても不適切な消毒設備の場合は、車両を出す者に同等以上の効果を持つ消毒機器を携行させ、当該機器を確実に利用させていないことが明らかになった場合には不遵守となります。消毒設備が設置されていない場合は、家畜の所有者等に対し、携行した消毒機器による消毒が確実に実施されているかを確認する必要があります。

(2) 衛生管理区域を退出する車両が(1)の消毒設備を用いて常時消毒を実施していること

衛生管理区域を退出する車両が、家畜の所有者等が設置した消毒設備又は携行した消毒機器を利用し、確実に消毒を実施させていなければ不遵守となります。家畜の所有者等に対し、退出する車両が確実に消毒を実施されているか聞き取るとともに消毒設備が適正に作動していることを確認することが必要です。

31 衛生管理区域から搬出する物品の消毒等

衛生管理区域から家畜の排せつ物等が付着し、又は付着したおそれのある物品を持ち出す場合にあっては、洗浄、消毒その他の必要な措置を講じ、家畜の死体又は排せつ物を持ち出す場合にあっては、漏出が生じないようにすること。

1. 本項目の目的

自らの所有する家畜を家畜の伝染性疾病から守ることだけではなく、農場から他の農場や畜産関連施設等に家畜の伝染性疾病を広げないことも重要です。本項目は衛生管理区域内から区域外に病原体を拡散させないための取組の一つとして、病原体が付着し交差汚染の原因となるおそれのある物品の消毒等の措置について規定しています。

また、家畜の死体又は排せつ物を農場外へ移動させるときにも病原体を広げる可能性があるため、移動の際には家畜の死体や排せつ物が漏出しないよう必要な措置を講ずる必要があります。

2. 不遵守の判断基準

物品とは、衛生管理区域内で使用し、家畜の排せつ物、汚泥等が付着し又は付着したおそれのあるもの全てであり、農場内の工事で使用される工具等の家畜の飼養に直接関係しないものも含まれます。当該物品の素材に適した消毒方法で適切に消毒するか、又は手袋等の使い捨ての物である場合は密封できる容器等に確実に入れた上で持ち出す等の病原体の拡散防止措置を実施している必要があります。これらの実施状況について、家畜の所有者等が、当該物品を持ち出す前に確認し、必要に応じて再消毒等の措置を適切に実施しているかを聞き取り等で確認します。

また、消毒の方法が不適切な場合にも不遵守となります。家畜の所有者等に対し、具体的な消毒薬名や希釈倍数、交換頻度を聞き取るとともに、定められた用法・用量及び使用上の注意に従って使用されていることを確認することが必要です。寒冷地等においては、消毒液が凍結しないよう、保管庫の併設や不凍液の消毒液への添加等、消毒効果が担保されるよう努めていることを確認することも併せて必要です。

家畜の死体又は排せつ物を農場外へ移動させる場合に、ブルーシートによる覆い等、漏出が生じないようにする措置を講じていない場合は不遵守となります。このため、家畜の所有者等に対し、家畜の死体又は排せつ物を移動する場合に漏出を防止するため

に講じている措置を具体的に聞き取ることが必要です。漏出防止のための措置が不十分の場合には、取るべき方法を具体的に助言することが必要です。

〔家畜に関する事項〕

32 特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止

飼養する家畜が特定症状を呈していることを発見したときは、直ちに家畜保健衛生所に通報すること。また、農場からの家畜及びその死体、畜産物並びに排せつ物の出荷及び移動を行わないこと。必要がないにもかかわらず、衛生管理区域内にある物品を衛生管理区域外に持ち出さないこと。

1. 本項目の目的

家畜の伝染性疾病については、万が一の発生時には迅速な初動防疫がその後のまん延防止対策として非常に重要であり、農場での異状の確認と早期通報は重要な初動のポイントです。法第 13 条の 2 の規定に基づき発見時に遅滞なく届出することが義務付けられている特定症状については、家畜の所有者等は直ちに最寄りの家畜保健衛生所に通報（正式な届出に限らず、電話での一報等も含む。）するとともに、万が一その後の検査結果で陽性となった場合を想定し、家畜保健衛生所からの指示なしに、家畜及びその死体、畜産物、排せつ物といった病原体を拡散するおそれのあるものを移動することのないよう適切な措置を講じる必要があります。衛生管理区域内にある物品（家畜の所有者及び従業員の携帯品を含む。）も、病原体を拡散するおそれがあるため、不用意に持ち出さないようにする必要があります。

2. 不遵守の判断基準

本項目を遵守しているか確認するためには、次の 2 点を満たしていることを確認する必要があります。

（１）飼養している家畜が特定症状を呈しているにもかかわらず、直ちに家畜保健衛生所に通報しなかった場合、不遵守となります。なお、この場合には同時に法第 13 条の 2 の違反となります。

家畜の所有者等は、牛等が感受性動物である口蹄疫について、

- ① 平時からそれぞれの疾病の特定症状が何であるかを十分に理解しておく
- ② 特定症状に該当する症状を確認した場合、家畜保健衛生所に直ちに通報することが必要です。

このため、家畜の所有者等に対し、特定症状の理解状況、家畜保健衛生所の連絡先の把握状況に加え、農場に従業員がいる場合には、従業員も同様の対応がとれるよう、従業員らに対する周知が行われているかを確認することが必要です。

(2) 家畜保健衛生所からの指示なしに家畜及びその死体、畜産物並びに排せつ物その他の物品を農場外に移動させた場合、不遵守となります。

このため、家畜の所有者等に対し、特定症状を呈している家畜を発見した場合には、家畜や畜産物等の出荷及び移動は行わないこと、物品を衛生管理区域外に持ち出さないことを理解しているか聞き取りを行い、理解が不十分な場合には、丁寧に説明を行うことが必要です。また、農場に従業員がいる場合には、従業員も同様の対応がとれるよう、従業員に対する周知が行われているかを確認することが必要です。

3. 参考情報

義務ではありませんが、農場へ出入りしている業者（畜産関連業者以外の電気事業者等を含む。）へ連絡し状況を伝えることはまん延防止対策として重要であるため、飼養衛生管理マニュアルに対応や連絡先等について記載することも有効です。

33 特定症状以外の異状が確認された場合の出荷及び移動の停止

飼養する家畜に特定症状以外の異状であって、家畜の死亡率の急激な上昇又は同様の症状を呈している家畜の増加が確認された場合（その原因が家畜の伝染性疾病によるものでないことが明らかである場合を除く。）には、直ちに獣医師の診療若しくは指導又は家畜保健衛生所の指導を受けるとともに、当該家畜が監視伝染病にかかっていないことが確認されるまでの間、農場からの家畜の出荷及び移動を行わないこと。当該家畜が監視伝染病にかかっていることが確認された場合には、家畜保健衛生所の指導に従うこと。また、飼養する家畜にその他の特定症状以外の異状が確認された場合には、速やかに獣医師の診療を受け、又は指導を求めること。

1. 本項目の目的

法に基づく通報及び届出義務が発生するもの以外の家畜の伝染性疾病についても、当然ながら発生予防とまん延防止に努める必要があります。このため、特定症状以外の異状であって、これらの疾病が疑われる死亡率の上昇や同様な症状（食欲不振、下痢、消瘦、起立不能、流産等。以下同じ。）を呈している家畜の数が増加する場合（畜舎内温度管理の不備、管理失宜等家畜の伝染性疾病が原因でないことが明白な場合を除く。）は、獣医師の診療若しくは指導又は家畜保健衛生所の指導を受けることにより異状が何によるものなのかを確認するとともに、少なくとも監視伝染病にかかっていないことが判明するまでの間、農場から家畜の移動は行わない必要があります。

また、異状の原因が監視伝染病であることが判明した場合は、家畜保健衛生所の指導に従う必要があります。

さらに、これらの疾病が疑われる死亡率の上昇や同様の症状を呈している家畜の増加は確認されず、特定症状以外の異状が確認された場合であっても、速やかに獣医師の診療を受け、又は指導を求めることが必要です。

2. 不遵守の判断基準

本項目を遵守しているか確認するためには、以下の4点を満たしていることが必要です。また、（１）から（４）までについて、農場に従業員がいる場合には、従業員も同様の対応がとれるよう、従業員に対する周知が行われているかを確認することが必要です。

(1) 異状の原因が家畜の伝染性疾病によるものでないことが明らかである場合を除き、特定症状以外の異状であって、家畜の死亡率の急激な上昇又は同様の症状を呈している家畜の増加が確認された場合に、直ちに獣医師の診療若しくは指導又は家畜保健衛生所の指導を受けること

特定症状ではないものの、家畜の死亡率の急激な上昇又は同様の症状を呈している家畜の増加が確認された場合に、直ちに獣医師の診療若しくは指導又は家畜保健衛生所の指導を受けていない場合は、不遵守となります。

このため、家畜の所有者等に対し、このような場合に速やかに獣医師の診療若しくは指導又は家畜保健衛生所の指導を受ける必要があることを理解しているか聞取りを行うとともに、飼養している家畜の異状の有無の記録等を確認することが必要です。

(2) (1) の場合、当該家畜が監視伝染病にかかっていないことが確認されるまでの間、農場からの家畜の出荷及び移動を行わないこと

当該家畜が監視伝染病にかかっていないことが確認される前に、農場からの家畜の出荷及び移動を行った場合には、不遵守となります。

このため、家畜の所有者等に対し、出荷及び移動をしてはならないことを理解しているか聞取りを行うとともに、飼養している家畜の異状の有無の記録並びに出荷及び移動の記録を突き合わせ、確認することが必要です。また、理解が不十分な場合には丁寧に説明することが必要です。

(3) 当該家畜が監視伝染病にかかっていることが確認された場合には、家畜保健衛生所の指導に従うこと

監視伝染病が原因であることが判明した場合であって、家畜保健衛生所からの適切な指導に従わない場合、不遵守となります。

このため、家畜の所有者等に対し、監視伝染病が原因であることが判明した場合は家畜保健衛生所からの指導に従う必要があることを理解しているか聞取りを行い、理解が不十分な場合には丁寧に説明することが必要です。

(4) 特定症状以外の異状及び(1)の異状以外の異状が確認された場合に、速やかに獣医師の診療を受け、指導を求めること

特定症状以外の異状及び（１）の異状（特定症状以外の家畜の死亡率の急激な上昇又は同様の症状を呈している家畜の増加）以外の異状が確認された場合に、速やかに獣医師の診療を受け、指導を求めている場合は、不遵守となります。

このため、家畜の所有者等に対し、特定症状以外の異状及び（１）の異状以外の異状が確認された場合に、速やかに獣医師の診療を受け、指導を求める必要があることを理解しているか聞き取りを行い、理解が不十分な場合には丁寧に説明することが必要です。

